

長 期
群 交 規 第 6 2 号
令 和 7 年 3 月 3 日

関 係 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

道路使用許可事務取扱要領の制定について（通達）

道路使用許可事務については、道路使用許可事務取扱要領の制定について（令和5年6月30日付け群交規第193号通達。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、道路使用許可事務取扱要領を別添のとおり制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

令和7年3月

道路使用許可事務取扱要領

群馬県警察本部

目 次

第 1	目的	1
第 2	許可の対象	1
1	法第 77 条第 1 項第 1 号に該当するもの	1
2	法第 77 条第 1 項第 2 号に該当するもの	2
3	法第 77 条第 1 項第 3 号に該当するもの	2
4	法第 77 条第 1 項第 4 号に該当するもの	3
第 3	許可申請者	4
第 4	申請の受付	4
1	事前相談の取扱い	4
2	申請書の提出先	4
3	提出書類	5
4	申請書の受理	7
5	関係者との協議	7
6	緊急を要する事案の取扱い	7
第 5	許可の期間、件数及び審査	7
1	許可の期間及び件数の基準	7
2	許可の審査基準	8
3	警察本部長の承認	8
4	警察庁との協議	8
5	条件付与	9
6	一部不許可処分又は不許可処分	9
第 6	許可証の交付	9
1	許可証の作成	9
2	許可証の交付	9
3	許可証の再交付	9
第 7	法第 80 条の規定による道路管理者からの協議	9
第 8	手数料の徴収	10
第 9	許可証記載事項変更の届出の受理	10
第 10	許可条件等の変更	10
1	法第 77 条第 4 項に規定する許可条件の変更等の手続	11
2	法第 80 条の規定による道路管理者からの協議を受けた場合における協議 内容の変更手続	11
第 11	許可証の取消し等	11

1	法第77条第5項に規定する許可の取消し又はその効力の停止の手續	—	1 1
2	法第80条の規定による道路管理者からの協議に対する回答の撤回の手續		1 2
第12	道路使用許可判断要素の調査	—————	1 2
第13	許可事項及び許可条件の遵守状況の調査、確認	—————	1 2
第14	原状回復状況の調査、確認	—————	1 3
第15	関係者からの協議に対する取扱い	—————	1 3
1	他の警察署長等からの協議	—————	1 3
2	道路法第32条第5項の規定による道路管理者からの協議	—————	1 3
3	公安条例と競合する場合の公安委員会からの協議	—————	1 3
第16	道路使用許可に関する資料の整理、保管	—————	1 3
1	道路使用許可申請受理簿及び協議書台帳	—————	1 4
2	資料の整理、保管	—————	1 4
3	交通規制等の情報提供	—————	1 4
第17	事務の委託	—————	1 4
1	交通安全活動推進センターへの委託	—————	1 4
2	警察署長の措置	—————	1 4
第18	道路工事等の事前調整	—————	1 4
第19	報告	—————	1 4

別表 道路使用許可の期間に関する基準

別記様式第1号～別記様式第16号

別添1 道路管理者様式

別添2 審査基準

付表 保安施設及び保安要員の設置及び配置基準

道路使用許可事務取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条に規定する道路使用の許可（以下「許可」という。）及び法第80条に規定する道路管理者との協議等について必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

第2 許可の対象

許可の対象は、法第77条第1項各号に掲げる行為で、次のものとする。

1 法第77条第1項第1号に該当するもの（以下「1号許可」という。）

- (1) 道路の新設、維持、修繕、清掃及び改良等の工事又は作業（以下「一般道路工事」という。）
- (2) 水道管、下水道管、ガス管若しくは電力線、電話線その他の電線類等を収容する管路等を地下に埋設し、又はその保守管理等を行う工事又は作業（これらものを収容する共同溝、ケーブル・ボックス等を埋設し、又はその保守管理等を行う場合を含む。以下「管路埋設工事」という。）
- (3) 路面電車軌道の新設、維持、修繕及び改良の工事又は作業（以下「軌道工事」という。）
- (4) 地下鉄工事、地下道工事、地下街工事その他これらに類する工事又は作業（以下「地下鉄等工事」という。）
- (5) 跨道（線）橋等の架設、改良及び修理に伴う工事又は作業（以下「跨道橋工事」という。）
- (6) 道路に設置された、建設用等のための足場での作業（以下「足場作業」という。）
- (7) 電気、電話、有線テレビジョン放送、有線放送又は電車等の架空線及びその付属物の設置及び保守管理等に伴う工事又は作業（以下「架空線作業」という。）
- (8) マンホール等を使用して行うケーブル等の引込み作業、マンホール内の点検、補修等の作業（以下「マンホール作業」という。）
- (9) 道路上空においてつり足場、ゴンドラ等を使用して行う工事又は作業（以下「ゴンドラ作業」という。）
- (10) 道路において採血、レントゲン撮影、測量、測定等を行う作業（以下「採血等作業」という。）
- (11) 道路において資器材の搬出入、生コンクリートの打設等を行う作業（以下「搬出入等作業」という。）
- (12) その他道路を使用して行う工事又は作業

- 2 法第77条第1項第2号に該当するもの（以下「2号許可」という。）
- (1) 石碑、銅像、広告塔、飾り塔等の設置（以下「石碑等の設置」という。）
 - (2) 公衆電話ボックス、郵便ポスト等の設置（以下「公衆電話ボックス等の設置」という。）
 - (3) 電柱、ケーブル柱及びこれらに架する電線類の設置（以下「電柱等の設置」という。）
 - (4) 街路灯、道路照明灯の設置（以下「街路灯等の設置」という。）
 - (5) 消火栓、給水栓及び消火栓、消防水利、消防用防火水槽の標識等の設置（以下「消火栓等の設置」という。）
 - (6) 路線バス停留所及びタクシー乗り場の標示施設の設置（以下「路線バス停留所等標示施設の設置」という。）
 - (7) 路線バス停留所に係るベンチ、待合施設等の設置（以下「路線バス停留所ベンチ等の設置」という。）
 - (8) 路線バス停留所等の上屋の設置
 - (9) アーケードの設置
 - (10) アーチの設置
 - (11) 家屋に取り付ける日除けの設置（以下「日除けの設置」という。）
 - (12) 上空通路の設置
 - (13) パイプその他の上空工作物の設置（以下「上空工作物の設置」という。）
 - (14) 舞台、やぐら等の設置
 - (15) 建築作業用工作物の設置
 - (16) 立看板の設置、掲示板その他の広告板の設置
 - (17) 電柱等の添架、広告物等の設置
 - (18) 取付け看板、標灯等の設置
 - (19) 横断幕の設置
 - (20) 小旗、提燈、造花その他の飾り付けの設置（以下「飾り付けの設置」という。）
 - (21) 歩行者又は車両の運転者等に情報を連絡し、又は提供するための装置、施設等の設置（以下「情報提供装置、施設等の設置」という。）
 - (22) 公衆用ごみ容器等の設置
 - (23) 太陽光発電設備の設置
 - (24) その他道路における前記(1)～(23)に類する工作物の設置
- 3 法第77条第1項第3号に該当するもの（以下「3号許可」という。）
- (1) 露店、屋台店
 - (2) 靴磨き等
 - (3) 臨時出店の商品陳列台

- (4) その他道路における前記(1)～(3)に類するもの
- 4 法第77条第1項第4号に該当するもの（群馬県道路交通法施行細則（昭和54年群馬県公安委員会規則第1号。以下「細則」という。）第35条の道路使用許可（以下「4号許可」という。））
- (1) 祭礼行事、式典行事、サイン会、演芸会等を行うこと（以下「祭礼行事等」という。）。「細則第1号に該当」
 - (2) ロケーション、撮影会等を行うこと（以下「ロケーション等」という。）。「細則第1号に該当」
 - (3) マラソン、駅伝、自転車ロードレース、トライアスロン、ラリー等を行うこと（以下「路上競技等」という。）。「細則第2号に該当」
 - (4) 仮装行列、パレード、示威行進、集団行進等を行うこと（以下「集団行進等」という。）。「細則第3号に該当」
 - (5) 消防訓練、水防訓練、避難救護訓練等を行うこと（以下「消防訓練等」という。）。「細則第4号に該当」
 - (6) 旗、のぼり、看板、あんどんその他これに類するものを持ち、楽器を鳴らし、又は特異な装いをして広告又は宣伝を行うこと（以下「チンドン屋等」という。）。「細則第5号に該当」
 - (7) 道路に人が集まり、又は通行するものの注意を引くような方法で演芸、演奏、放送又はテレビ、スポット・ビジョンの放映、レーザー光線の投射等を行うこと（以下「人寄せ等」という。）。「細則第5号に該当」
 - (8) 道路に人が集まり、又は通行するものの注意を引くような方法で拡声器を備えた車両を使用して、広報宣伝を行うこと（以下「車両停止街宣」という。）。「細則第5号に該当」
 - (9) 道路に人が集まり、又は通行するものの注意を引くような方法で拡声器を使用して、広報宣伝を行うこと（以下「スポット街宣」という。）。「細則第5号に該当」
 - (10) 車両等に広告又は宣伝等のため人目を引くように装置を備え付け、装飾その他の装いをし、文字、絵等を書いて通行すること（以下「車両装飾等」という。）。「細則第6号に該当」
 - (11) 拡声器等を備え付けた車両等により放送し、又は映写しながら道路を通行して広報宣伝を行うこと（以下「車両走行街宣」という。）。「細則第7号に該当」
 - (12) 宣伝物、印刷物その他これに類するものの配付を行うこと（以下「宣伝物等配付」という。）。「細則第8号に該当」
 - (13) 道路に机、椅子等の器材を置き、2人以上の者が立ち並び、通行者を呼び止める等の方法で販売（法第77条第1項第3号に該当するものを除く。）、寄

付の募集又は署名を求めること（以下「寄付募集・署名行為等」という。）。「細則第8号に該当」

(14) ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験を行うこと（以下「ロボット実証実験等」という。）。「細則第9号に該当」

(15) 道路に人が集まるような形態又は方法で、道路以外の場所で行う前各号に掲げる行為を行うこと（以下「道路以外の行為」という。）。「細則第10号に該当」

第3 許可申請者

許可を申請する者は、次のとおりとする。

- 1 1号許可の申請者は、工事又は作業（以下「工事等」という。）を行おうとする者又は当該工事等の請負人であって、当該工事等の全般について管理している者とする。ただし、これらの者が法人の場合はその代表者とする。
- 2 2号許可、3号許可及び4号許可の申請者は、当該行為を行おうとする者とする。ただし、これらの者が法人又は団体の場合はその代表者とする。

第4 申請の受付

1 事前相談の取扱い

許可の申請をしようとする者から許可に関する相談、問合せがあった場合は、適切に応じるとともに、特異重要なものについては、その経緯を明らかにしておかなければならない。

2 申請書の提出先

(1) 申請書の提出先

申請書の提出は、当該申請に係る道路使用の場所を管轄する警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）に対して行わせるものとする。

(2) 提出先の特例

ア 2以上の警察署長等の管轄にわたる場合

道路使用の許可行為に係る場所が、同一の公安委員会の管理に属する2以上の警察署長等の管轄にわたる場合は、原則として、出発地又は主たる場所を管轄する警察署長等に対して行わせるものとする。

イ 2以上の公安委員会の管轄にわたる場合

道路使用の許可行為に係る場所が2以上の公安委員会の管轄にわたる場合は、それぞれの公安委員会の管理に属する警察署長等に対して行わせるものとする。この場合、当該道路使用の許可行為が他県から及ぶ場合は、原則として、最初に入県することとなる場所又は主たる場所を管轄する警察署長等

に対して行わせるものとする。

ウ 群馬県集団示威運動等に関する条例と競合する場合

道路使用許可の対象となる行為が、群馬県集団示威運動等に関する条例（昭和36年群馬県条例第39号。以下「公安条例」という。）の対象とされている場合において、当該行為についての公安条例に基づく届出書に法施行規則第10条第1項各号に掲げる事項が記載されているときは、同条第2項の規定にかかわらず、当該届出書を法第78条第1項の申請書とみなす。

エ 道路使用許可と道路占用許可が競合する場合

道路使用許可の対象となる行為が、同時に道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、道路管理者を経由して、また、道路占用許可の対象となる行為が、法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、警察署長を経由して申請書の提出を行わせることができる。

オ 法第78条第2項の道路使用許可及び道路法（昭和27年法律第180号）第32条第4項の道路占用許可の申請書を一括受理した場合

(ア) 道路占用許可申請書の取扱い

道路占用許可の申請書に受付印を押し、送付書（別記様式第1号）を添付して郵送、特使等の方法で、当該道路管理者に速やかに送付するものとする。

(イ) 道路管理者から道路使用許可申請書の送付を受けた場合

内容を審査して、不備な箇所は申請者に補正させた上、通常の手続きを行うものとする。

(ウ) 法第79条の協議

原則として文書で行うべきものであるが、緊急性を有するものについては口頭協議も可能であるので、行政機関相互で適切に行うものとする。

(エ) 取扱上の留意事項

a 道路占用許可が下りるまでには日数を要するので、道路使用許可申請書の期間欄等について審査し、申請者に対して道路使用許可が下りる時期等を教示するなど適切に対応すること。

b 一括申請については、道路使用許可申請受理簿の備考欄に「警察一括申請」、「道管一括申請」の別、申請書の送付及び受理の「月日」等を記載して、その状況を明らかにしておくこと。

3 提出書類

(1) 申請書の提出部数

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「法施行規則」と

いう。) 第10条第2項で定める申請書(以下「申請書」という。)の提出部数は、1号許可及び2号許可の申請の際は2通及び申請書の写し1通として、許可証用、署控、委託用又は警察官調査用とし、その他の申請の際は2通とし、許可証用及び署控兼警察官調査用とする。

(2) 申請書の添付書類

申請書に添付する書類は、原則として次のとおりとする。ただし、簡易な道路使用については、その一部を省略することができる。

ア 1号許可

- (ア) 当該申請に係る工事等の場所の位置図
- (イ) 当該申請に係る工事等の場所及びその周辺の見取図
- (ウ) 当該工事等の範囲を明示した見取図及び道路断面図
- (エ) 当該道路工事等の方法、形態を具体的に説明する資料
- (オ) 当該道路及びその周辺道路の状況並びに交通量調査結果を記載した書面
- (カ) 他の法令等により官公署の許認可又は確認を必要とするときは、その許認可書若しくは確認書又はその写し

イ 2号許可

- (ア) 当該申請に係る工作物の設置をしようとする場所の位置図
- (イ) 当該申請に係る工作物の設置の状況を示す見取図(平面図、正面図、側面図)
- (ウ) 設置しようとする工作物の設計書及び図面
- (エ) 他の法令等により官公署の許認可又は確認を必要とするときは、その許認可書若しくは確認書又はその写し

ウ 3号許可

- (ア) 当該申請に係る露店、屋台店、その他これに類する店(以下「露店等」という。)を出す場所及びその周辺の見取図
- (イ) 露店等の形態を記載した図面

エ 4号許可

- (ア) 当該申請に係る道路使用の計画書
- (イ) 当該申請に係る道路使用の対象となる道路及びその周辺の見取図
- (ウ) 当該申請に係る道路使用の形態を記載した図面
- (エ) 車両走行街宣の場合
街宣を行うコースの経路図、又は実施エリア(区域)図等を添付する。
- (オ) 車両停止街宣、スポット街宣の場合
実施場所の詳細が分かる図面を添付する。(実施場所を示す地点標示は一カ所以上であっても構わない。)

4 申請書の受理

警察署長等は、申請書の提出を受けたときは、次の事項について確認し、内容が具備されている場合は、これを受理するものとする。

- (1) 申請内容は、第2の「許可の対象」に規定する許可の対象行為であるか。
- (2) 申請者は、第3の「許可申請者」に規定する者であるか。
- (3) 申請書は、所定の様式を使用しているか。
- (4) 申請書の記載事項は充足しているか。
- (5) 道路使用の目的、場所、区間、経路等が適切であるか。
- (6) 当該申請に必要な添付書類が具備されているか。

5 関係者との協議

- (1) 2以上の警察署長等の管轄にわたる場合

警察署長等は、道路使用の許可の申請を受理した場合において、当該許可の対象となる行為に係る場所が他の警察署長等の管轄にわたるときは、当該関係警察署長等に写しを送付する等して協議しなければならない。

- (2) 2以上の公安委員会の管轄にわたる場合

警察署長等は、道路使用の許可の申請を受理した場合において、当該許可の対象となる行為に係る場所が他の公安委員会の管理に属する警察署長等の管轄にわたるときは、交通部交通規制課長（以下「規制課長」という。）を通じて、当該関係警察署長等に協議しなければならない。

- (3) 道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受ける場合

警察署長は、許可の申請に係る行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、当該道路の管理者に道路使用許可申請に伴う協議書（別記様式第2号）又は道路占（使）用許可協議書（別記様式第3号）により協議しなければならない。ただし、既に当該道路の管理者の判断を了知している場合は、この限りでない。

6 緊急を要する事案の取扱い

ガス管、水道管、路面補修等で緊急を要する復旧工事等については、電話等で事前に届けさせ、事後速やかに通常の手続きによる許可の申請をさせるものとする。

第5 許可の期間、件数及び審査

1 許可の期間及び件数の基準

- (1) 許可の期間の基準

許可の期間の基準は、別表のとおりとする。

- (2) 許可の件数の基準

ア 許可の件数の原則

道路使用の許可は、原則として、道路を使用する一つの行為について1件

の許可とする。

イ 例外的な取扱い

(ア) 連続する同種の行為の取扱い

法第77条第1項各号に該当する行為のうち、形式的には2以上の行為にあたるものであっても、同一の申請者が同一警察署管内の場所に近接した道路において、時間的に連続して同一の行為を行う場合については、道路使用の場所、区間、期間、時間を限定した上で、例外的に包括して1件の許可として取り扱うことができるものとする。

(イ) 競合する行為の取扱い

同一の申請者が同一目的で2以上の異なる道路使用行為を行うこととなる場合であって、一つの道路使用行為が他の道路使用行為の前提とみなされる場合、又は他の道路使用行為に付随する行為で一般交通に与える影響が極めて少ない場合には、例外的に包括して1件の許可として取り扱うことができるものとする。

2 許可の審査基準

警察署長等は、道路使用を許可しようとするときは、別添2の審査基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

3 警察本部長の承認

警察署長等は、法第77条の道路使用の許可又は法第80条の協議において、交通上の影響が極めて大きいもの、その他特に必要と認められるものについては、道路使用許可（協議）の取扱いについて（伺い）（別記様式第4号）により規制課長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けるものとする。

4 警察庁との協議

本部長は、次に掲げるもの、その他特に必要と認められるものについて道路使用許可の申請があったときは、警察庁交通局交通規制課長と協議するものとする。

(1) 新たに主要幹線道路を使用して行う路上競技、祭り、パレード等の行事

(2) 新しい形態の道路使用の行為

5 条件付与

警察署長等は、道路使用の許可の申請があった場合において、法第77条第3項の規定により道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付そうとするときは、別添2の審査基準を参考に必要な条件を付すものとする。

6 一部不許可処分又は不許可処分

警察署長等は、道路使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が法第77条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、一部不許可

処分又は不許可処分を行うことができる。この場合、後日不服申立て及び取消訴訟が提起される場合に備えて、処分の適法性を疎明する資料を準備しておかなければならない。

第6 許可証の交付

1 許可証の作成

許可証の作成は、次により行うものとする。

- (1) 許可証は、申請書の「道路使用許可証」欄への記載及び押印により作成する。
- (2) 条件を別紙に記載した場合は、許可証と割印又は契印する。
- (3) 許可証には、行政不服審査法第57条に基づく教示事項を記載する。

2 許可証の交付

許可証の交付は、次により行うものとする。

- (1) 許可証は、可能な限り申請者本人に交付する。
- (2) 許可証の交付年月日、受領者等必要事項を道路使用許可申請受理簿（別記様式第5号）に記載し、処理の状況を明らかにする。

3 許可証の再交付

法第78条第5項に規定する許可証の再交付の申請及び当該許可証の再交付は次により行うものとする。

- (1) 再交付の申請は、法施行規則第12条で定める別記様式第8の「道路使用許可証再交付申請書」及び当該許可証を提出して行わせるものとする。ただし、当該許可証を亡失し、又は滅失した場合にあっては、当該許可証の提出は要しない。
- (2) 再交付申請書と併せて法施行規則第10条で定める別記様式第6の道路使用許可申請書を作成、提出させるものとする。
- (3) 警察署長等は、再交付の申請を受けたときは審査の上、許可証の余白欄に「再交付」及び「再交付年月日」を朱書して交付するものとする。
- (4) 再交付申請書は、申請書の署控に添付して編綴し、道路使用許可申請受理簿の備考欄にその状況を明らかにする。

第7 法第80条の規定による道路管理者からの協議

法第80条の規定により道路管理者から協議があったときは、次により処理するものとする。

- 1 警察署長等は、道路管理者から法第80条の規定による協議を受けたときは、別添2の「審査基準」に従って当該工事等の時期、方法及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について検討し、必要な条件を付して別添1「道路工事等協議書」、「道路工事実施協議書」、「道路占用許可申請に伴う協議書」及び「道路占用許可申請・協議書」により回答する。

- 2 緊急を要し、かつ、あらかじめ文書により協議する時間がないときは、文書による協議に要する期間内に終了する工事等又は工事等の一部であって文書による協議に要する期間内に行われるものに限り、口頭による協議を受理し回答を行うことができる。

第8 手数料の徴収

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例（平成12年群馬県条例第17号）の規定による手数料の徴収の手続きは、次により行うものとする。

- 1 手数料の徴収は、群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例施行規則（平成12年群馬県公安委員会規則第8号）の免除規定に該当しない場合、当該許可の申請時において申請者から徴収し、既に納付を受けた者から事後、申請の撤回があった場合においても手数料は返還しない。
- 2 手数料の徴収は、第5の1「許可の期間及び件数の基準」に従い、1件ごとに行う。

第9 許可証記載事項変更の届出の受理

法第78条第4項に規定する許可証の記載事項変更の手続きは、次により行うものとする。

- 1 許可証の記載事項の変更の届出は、法施行規則第11条で定める別記様式第7の届出書及び当該許可証を提出させて行う。
- 2 警察署長等は、許可証の交付を受けた者から当該許可証の記載事項の変更の届出を受理した場合は、許可の同一性が認められるものかどうか、次の事項を審査しなければならない。
 - (1) 許可の申請者又は現場責任者の住所、氏名
 - (2) 許可に係る道路使用の場所、範囲、期間、方法
 - (3) 許可に係る道路交通の状況等
- 3 警察署長等は、前記2により審査した結果、許可の同一性が認められる場合には、次により許可証を交付する。
 - (1) 当該許可証の変更に係る事項を訂正して公印を押し、許可証の余白欄に「記載事項変更」の文字と変更年月日を記載する。
 - (2) 記載事項変更届は、道路使用許可申請書控に添付して編綴し、道路使用許可申請受理簿の備考欄にその状況を明らかにする。
 - (3) 同一性が認められない場合には、新たに許可の申請を行わなければならない旨を教示する。

第10 許可条件等の変更

法第77条第4項に規定する許可条件の変更等の手続き及び法第80条の規定に

よる道路管理者からの協議を受けた場合における協議の条件の変更の手続きは、次により行うものとする。

1 法第77条第4項に規定する許可条件の変更等の手続

許可条件を変更し、又は新たに条件を付する特別の必要が生じたときは、その理由及び条件の内容を明示した道路使用許可条件変更通知書（別記様式第6号）を申請者に交付するとともに、道路使用許可申請受理簿の備考欄にその経過を記載する。この場合において、当該許可が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときで、道路管理者に条件を通知している行為については、あらかじめ、道路使用許可条件変更連絡書（別記様式第7号）を道路管理者に送付する。

2 法第80条の規定による道路管理者からの協議を受けた場合における協議の内容の変更手続

警察署長等は、協議成立後において協議の条件を変更する必要が生じたときは、速やかに道路工事等協議事項変更通知書（別記様式第8号）により道路管理者に通知し、変更に係る事項について再協議する。

第11 許可証の取消し等

法第77条第5項に規定する許可の取消し又はその効力の停止手続及び法第80条の規定による道路管理者からの協議に対する回答の撤回の手続は、次により行うものとする。

1 法第77条第5項に規定する許可の取消し又はその効力の停止手続

(1) 許可条件に違反した者に対して、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止しようとする場合には、当該処分を必要とする理由を明らかにしておくこととし、弁明通知書（別記様式第9号）を交付して、弁明の機会を付与し、当該処分に係る者又はその代理人から当該許可条件違反等について、弁明を受けること。この場合、口頭による弁明を聴取するときは、弁明調書（別記様式第10号）を作成するとともに、写真、見取図等により条件違反の状態を明らかにした報告書を作成しておかなければならない。

(2) 前記(1)又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、特別の必要が生じた場合において、その許可の取消し又はその効力を停止した場合は、当該処分に係る者に対し道路使用許可の取消し・効力停止通知書（別記様式第11号）を交付するとともに、既に交付した許可証を返納させること。この場合において、当該許可が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、道路使用許可の取消し・効力停止連絡書（別記様式第12号）を速やかに道路管理者に送付すること。

(3) 許可の効力の停止期間は、条件違反を是正して交通の危険又は妨害を排除す

るために必要な日数と将来条件違反を犯さないために必要な準備日数を加えたもの又は効力を停止しなければならない理由が解消するまでに要する期間とする。

2 法第80条の規定による道路管理者からの協議に対する回答の撤回手続

道路管理者が行う道路の維持、修繕、その他の管理のための工事又は作業のうち既に協議済みのものについて、道路管理者が協議の内容に違反した場合においては、前記1に準じて当該道路管理者の弁明を聴取し、写真又は見取図により違反の状態を明らかにした報告書を作成して、道路工事等協議（意思表示）撤回通知書（別記様式第13号）を交付すること。

第12 道路使用許可判断要素の調査

警察署長等は、道路使用許可申請を受理したときは、許可判断に必要な事項について、次により調査しなければならない。

- 1 道路使用形態の適否
- 2 他の道路使用許可との競合の有無
- 3 必要な許可条件
- 4 迂回路の状況
- 5 交通量調査

第13 許可事項及び許可条件の遵守状況の調査、確認

1 警察署長等は道路使用の許可事項及び許可条件の遵守状況について、次の事項を調査、確認しなければならない。

- (1) 当該許可に係る道路使用の場所又は区域の遵守状況
- (2) 当該許可に係る道路使用の期間及び時間の遵守状況
- (3) 当該許可に係る道路使用の方法及び形態
- (4) 現場責任者の体制
- (5) 歩行者及び車両を安全かつ円滑に誘導するための措置
- (6) 路面の覆工、埋め戻し及び清掃状況
- (7) その他当該許可に付した条件の遵守状況

2 次に掲げるものについては、前記1の調査、確認を省略することができるものとする。

- (1) 許可に係る場所が小規模で交通に与える影響が少ないと認められるもの
- (2) 許可に係る期間が短期間で交通に与える影響が少ないと認められるもの
- (3) その他警察署長等が交通に与える影響が少ないため調査、確認の必要がないと認めたもの

3 警察署長等は、調査、確認を行った結果、許可条件違反、法令違反等を認めた場合には、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必

要な措置をとるものとする。

第14 原状回復状況の調査、確認

- 1 警察署長等は、法第77条第7項の規定により許可を受けた者が講じなければならないとされている道路の原状回復措置について、次の事項を調査、確認しなければならない。
 - (1) 路面の回復状況
 - (2) 道路標識、道路標示及び信号機等の回復状況
 - (3) 資器材の撤去状況
 - (4) その他道路における交通の危険の回復状況
- 2 次に掲げる以外のもので、特に警察署長等が交通に与える影響が少ないと認められたものについては、前記1の調査、確認を省略することができるものとする。
 - (1) 道路の掘削、路面の補修を伴う大規模な工事
 - (2) 道路標識、信号機等の移設又は道路標示の塗り替えを伴う工事
 - (3) 工作物の設置許可の期間が満了し、引き続き許可を受けるものでないもの
 - (4) 法第77条第5項の規定により当該許可が取り消されたもの
- 3 警察署長等は、前記1の事項に関し調査、確認を行った結果、原状回復措置がとられていないとき又は不十分で交通の安全と円滑に支障があると認める場合、道路における危険を防止し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な措置をとるものとする。

第15 関係者からの協議に対する取扱い

- 1 他の警察署長等からの協議
警察署長等は、他の警察署長等から自署の管轄にわたる道路使用許可に関する協議を受けたときは、必要な調査をし、許可条件その他の意見を付して当該警察署長等に回答するものとする。
- 2 道路法第32条第5項の規定による道路管理者からの協議
警察署長等は、道路管理者から道路法第32条第5項の規定による協議を受けたときは、別添2の「審査基準」に従って当該協議に係る行為の審査を行い、許可の適否及び必要な条件を別添1の「道路占用許可申請に伴う協議書」又は「道路占用許可申請・協議書」により当該道路管理者に回答するものとする。
- 3 公安条例と競合する場合の公安委員会からの協議
警察署長等は、公安委員会からの公安条例の対象となる行為と競合する道路使用許可に関する協議を受けたときは、別添2の「審査基準」に従って当該協議に係る行為の審査を行うものとする。

第16 道路使用許可に関する資料の整理、保管

- 1 道路使用許可申請受理簿及び協議書台帳

警察署長等は、法第77条第1項の規定により許可を行ったとき又は法第80条の規定により道路管理者と協議を行ったときは、当該許可に係る行為の種別に応じた道路使用許可申請受理簿（別記様式第5号）又は協議書台帳（別記様式第14号）に必要事項を記載して、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

2 資料の整理、保管

警察署長等は、道路使用許可に関する次に掲げる資料を整理し、保管するよう努めなければならない。

- (1) 道路使用箇所を記載した図面
- (2) 許可に係る行為により道路の一車線以上が通行できなくなる箇所及び交通規制を実施する箇所を示す道路の障害図
- (3) 交通量の調査結果に関する資料

3 交通規制等の情報提供

警察署長等は、道路使用許可によって行われる交通規制等で一般交通に支障を及ぼすような情報は、積極的に提供しなければならない。

第17 事務の委託

1 交通安全活動推進センターへの委託

警察署長は、本部長が別に定めるところにより、道路使用許可に関する次の事項を群馬県交通安全活動推進センター（以下「センター」という。）に委託することができるものとする。

- (1) 道路使用許可事項及び条件の履行状況の調査、確認
- (2) 道路使用許可後の原状回復状況の調査、確認

2 警察署長の措置

警察署長は、前記1によりセンターに事務を委託した場合において、センターの調査結果に基づき、必要な場合は、許可を受けた者から事情を聴取し、道路における危険の防止と交通の安全と円滑を図るために、必要な措置をとるものとする。

第18 道路工事等の事前調整

警察署長等は、道路における交通の安全と円滑及び道路使用の適正化を図るため、大規模など道路工事等その他著しく交通の妨げとなる道路使用を事前に調整しなければならない。

第19 報告

1 警察署長等は、不許可処分、一部不許可処分、許可の取消し若しくはその効力の停止又は法第80条の規定による道路管理者からの協議に対する回答の撤回をしようとするときは、規制課長を経て本部長に報告するものとする。

2 警察署長等は、毎月の道路使用許可事務の取扱状況について、翌月7日までに

道路使用許可取扱状況報告書（別記様式第15号）により、規制課長を経て本部長に報告するものとする。

- 3 警察署長等は、道路使用許可又は法第80条の道路管理者との協議をした現場において交通事故が発生したときは、速やかに道路工事等現場の交通事故発生報告書（別記様式第16号）により規制課長を経て本部長に報告するものとする。

別表

道路使用許可の期間に関する基準

区 分	対 象 行 為 の 分 類	期間の基準
1号許可	一般道路工事、管路埋設工事、軌道工事、地下鉄等工事、跨道橋工事、足場作業、架空線作業、マンホール作業、ゴンドラ作業、採血等作業、搬出入等作業、その他	3か月以内とする。
2号許可	石碑等の設置、公衆電話ボックス等の設置、電柱等の設置、街路灯等の設置、消火栓等の設置、路線バス停留所等標示施設の設置、路線バス停留所ベンチ等の設置、路線バス停留所等上屋の設置、アーケードの設置、アーチの設置、日よけの設置、上空通路の設置、上空工作物の設置、建築作業用工作物の設置、掲示板その他の広告板の設置、電柱等の添架広告物等の設置、取付け看板・標灯等の設置、情報提供装置・施設等の設置、公衆用ごみ容器等の設置、太陽光発電設備の設置、その他	道路管理者の占有期間と同一とする。 ただし、私道については、電柱は10年以内、その他のものは3年以内とする。
	立看板の設置、横断幕の設置、飾り付けの設置、舞台・やぐら等の設置、その他	1か月以内とする。
3号許可	露店・屋台店、靴磨き等、商品の陳列台等、その他	1か月以内とする。 ただし、年間を通じ、出店日、出店場所が特定されている定期・定型的な露店出店及び今後、毎月1回以上定期的に出店される露店で、ある程度延長して取り扱っても交通に及ぼす影響の少ないものは1年以内とする。
4号許可 (群馬県 道路交通 法施行細 則第35 条に規定 するもの)	祭礼行事等、路上競技等、消防訓練等、車両停止街宣	7日以内とする。
	ロケーション等、集団行進等、チンドン屋等、人寄せ等、スポット街宣、宣伝物等配付、寄付募集・署名行為等、道路以外の行為、その他	1か月以内とする。
	車両装飾等、車両走行街宣	1か月以内とする。 ただし、道路使用許可申請手数料の免除規定に該当するもの、公益上必要があると認められ自動車検査証に「自主防犯活動用自動車」と記載のあるものは1年以内とする。
	ロボット実証実験等	6か月以内とする。

別記様式第1号

送 付 書

年 月 日

殿

(警 察 署 長 等)

道路占用許可申請書の送付について

年 月 日道路使用許可申請書と道路占用許可申請書を一括受理しましたので、次のとおり貴管理者分の申請書を送付します。

記

申請者名	道路占用の場所	備考

受 領 書

年 月 日

(警 察 署 長 等 あ て)

上記の申請書を確かに受領しました。

印

道路使用許可申請に伴う協議書

第 号
年 月 日

殿

(警 察 署 長)

次のとおり道路交通法第77条に基づく道路使用許可申請があったが、本件は道路法第32条の規定にも該当するものと認められるから、道路交通法第79条の規定により協議する。

申請者及び理由			
場所又は区間			
期 間			
現場責任者			
住所・氏名		電話	
許可に対する条件			

第 号
年 月 日

(警 察 署 長 あ て)

道 路 管 理 者 印

上記の協議について次のとおり回答する。

事務所長殿 (警察署長) 道路占(使)用許可協議書		第 年 月 日 第 年 月 日
申請者 住所・職業・氏名		
占(使)用する 場 所	道路の種類 道路名	
占(使)用の期間 又は時間		
占(使)用の事由		
許可・適否の意見		
添付書類		
回答期日		
(警察署長あて) 事務所長		第 年 月 日 第 年 月 日
上記の協議について次のとおり回答する。		
回答意見		

別記様式第4号

第 号 年 月 日	
群馬県警察本部長殿 (警察署長等)	
道路使用許可(協議)の取扱いについて(伺い) 次の許可申請(協議)の取扱いについて、承認されたく伺います。 記	
申請者 住所・氏名	
申請目的	
申請期間	年 月 日午前・後 時 分から 年 月 日午前・後 時 分まで
場所・区間	
申請概要	
道路状況 交通規制 交通量	
その他	
署長意見	

第 号

住 所

(法人名)

氏 名

道路使用許可条件変更通知書

年 月 日付け 第 号により許可した道路使用に
ついては

- 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため
- 2 道路における危険を防止するため
- 3 交通の安全と円滑を図るため

特別の必要が生じたので、道路交通法第77条第4項の規定により当該許可の条件を次のとおり変更したから通知する。

- 1 _____
- 2 _____
- 3 _____

年 月 日

(警 察 署 長 等)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

道 路 管 理 者 殿

(警 察 署 長 等)

道 路 使 用 許 可 条 件 変 更 連 絡 書

年 月 日 付 け 第 号 により 協議 を 受 け

年 月 日 第 号 により 許可 した 申請 者

に 対 する 道 路 使 用 に つ い て は

- 1 道 路 に お け る 危 険 を 防 止 し、そ の 他 交 通 の 安 全 と 円 滑 を 図 る た め
- 2 道 路 に お け る 危 険 を 防 止 す る た め
- 3 交 通 の 安 全 と 円 滑 を 図 る た め

特 別 の 必 要 が 生 じ た の で、道 路 交 通 法 第 7 7 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 当 該 許 可 の 条 件
を 次 の と お り 変 更 し た か ら 連 絡 し ま す。

記

- 1 _____
- 2 _____
- 3 _____

第 号

年 月 日

道 路 管 理 者 殿

(警 察 署 長 等)

道 路 工 事 等 協 議 事 項 変 更 通 知 書

年 月 日 付 け 第 号 により 協 議 (年

月 日 付 け 第 号 により 回 答) の あ っ た 道 路 工 事 作 業

に つ い て は

- 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため
- 2 道路における危険を防止するため
- 3 交通の安全と円滑を図るため

特別の必要が生じたので、当該工事（作業）の施行方法を次のように変更されたく
通知します。

記

- 1 _____
- 2 _____
- 3 _____

	第	号
	年	月 日
住 所		
	殿	
	(警 察 署 長 等)	
	弁 明 通 知 書	
道路交法第77条第5項の規定により、	年	月 日付け
第	号	の道路使用許可を（取消し・効力停止）したいので、次
の期日にその弁明をされたく定刻までに出頭するよう同条第6項により通知しま		
す。		
	記	
1 日時	年	月 日 午 時 分
2 場所	警察署	交通課 (担当)
3 取消し・効力停止の理由		

注1 病気その他やむを得ない理由のあるときは、代理人を出頭させるか、又は出頭できない理由を届けてください。

2 届出がなく出頭されないときは、道路使用許可の取消し・効力停止について異議がないものと認めます。

別記様式第10号

第 号 年 月 日	
弁明録取者の職名及び氏名 警 察 署 (隊)	
弁 明 調 書	
弁 明 の 件 名	
弁 明 の 日 時	
弁 明 の 場 所	
当事者の氏名及び 住所（代理人・補 佐人の氏名及び住 所）	
当事者又はその代 理人の弁明の要旨	
提出された証拠の 項目	
その他参考となる べき事項	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第 号

住 所

(法人名)

氏 名

道路使用許可の取消し・効力停止通知書

年 月 日付け 第 号による道路使用の許可は、次の理由により道路交通法第 7 7 条第 5 項の規定に基づき取消し 年 月 日から 年 月 日まで効力停止したので通知します。

なお、許可証は速やかに返納してください。

取消し・効力停止の理由	
-------------	--

年 月 日

(警 察 署 長 等)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第12号

<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>道 路 管 理 者 殿</p> <p style="text-align: right;">(警 察 署 長 等)</p> <p style="text-align: center;">道路使用許可の取消し・効力停止連絡書</p> <p>申請者 に係る道路使用許可を、次のとおり道路交通法第77条 第5項の規定により取消し・効力停止したので連絡します。</p>	
許 可 年 月 日 許 可 番 号	
取 消 し ・ 効 力 停 止 の 期 間	
取 消 し ・ 効 力 停 止 の 理 由	
参 考 事 項	

第 号
年 月 日

殿

(警 察 署 長 等)

道路工事等協議（意思表示）撤回通知書

年 月 日付け 第 号により協議（
年 月 日付け 第 号により回答）のあった道路工
事（作業）については、次のとおり撤回したので通知します。

記

別記様式第15号

道路使用許可取扱状況報告書

年 月分 警察署・隊

1 道路交通法第77条第1項関係

号別 区分	1号	2号	3号	4号	計	4月から の累計	一括申請内数		再交付
							警察	道管	
消印数									
減免数									
計									
指導警 告件数									
検 挙 件 数									

※ 検挙事案等は、概要を別紙として添付すること。

2 道路交通法第80条道路工事等協議関係

道路別 区分	高速道路	国道 (国土交通省)	国道 (県)	主要地方 道(県道)	市町村道	計
件数						

3 制限外積載等許可状況

許可別 区分	56条1項 (設備外積載)	56条2項 (荷台乗車)	57条3項 (制限外積載)	59条2項 (けん引)
件数				

別記様式第16号

受 発 年月日時	年 月 日 午前・午後 時 分	発信者	(警察署長等)	発 受
		受信者	警察本部長	

道路工事等現場の交通事故発生報告書

事 故 の 種 別				
発 生 日 時		年 月 日 午前・後 時 分	天候	
発 場 生 所		国道 号・主・県・市・町・村道 地先線		
第 一 当 事 者	住 所			
	職業・勤務先	職業	勤務先(TEL)	
	氏名・年齢等	氏名	年 月 日生(歳)	
	運転車両等	車両番号	号・車種	
	免許等	免許 ・ 運転経験		年
第 二 当 事 者	住 所			
	職業・勤務先	職業	勤務先(TEL)	
	氏名・年齢等	氏名	年 月 日生(歳)	
	運転車両等	車両番号	号・車種	
	免許等	免許 ・ 運転経験		年
損 傷 の 状 況		第 当事者 傷害部位 程度		
事 故 の 状 況		----- ----- -----		
現 場 略 図				

道路の状況		路面の状況 ——— 平坦 凸凹 勾配 (%) 直線 カーブ
		舗装の状況 ——— アスファルト舗装 コンクリート その他 ()
		幅員の状況 ——— 車道 m 歩道 m
		規制の状況 ——— キロ 駐禁 はみ禁
許可 の 状 況	許可日・番号	年 月 日 第 号
	申請者	住所 職業 (法人名) 氏名
	使用の目的	
	使用の期間	月 日から 月 日 (時 分～ 時 分)
	使用の方法	
	許可条件	別添条件書 (写し) のとおり
	現場責任者	住所 職業 氏名 (歳)
条件違反の有無	有 <input type="checkbox"/> 無許可道路使用 <input type="checkbox"/> 保安要員・保安施設不備 <input type="checkbox"/> 現状回復措置不徹底 <input type="checkbox"/> その他 () 無	
許可を受けた者に対する措置		
備考		

<h2 style="margin: 0;">道路工事等協議書</h2> <p style="margin: 0; text-align: right;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">(警 察 署 長 あ て)</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">道 路 管 理 者</p>			
工 事 (作 業) の 種 別		道 路 の 種 別	
場 所 又 は 区 間			
協 議 事 項	期 間		
	工 事 又 は 作 業 の 方 法 の 概 要		
	道 路 交 通 に 対 す る 措 置		
添 付 書 類			
現 場 責 任 者	所 属 氏 名	電 話	
請 負 人	住 所 氏 名 (代 表 者)	電 話	
<p>上記の協議について次のとおり回答する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(警 察 署 長)</p>			

(国土交通省の場合)

第 年 月 日

(警 察 署 長 あ て)

事 務 所 長

道 路 工 事 実 施 協 議 書

工事等の場所	工事番号 工事名 場所		
工事等の時期	着手年月日 竣工年月日		
工事等の概要			
工事等現場監督者氏名		電話	
請負人住所・氏名 現場監督者・氏名		電話	
道路交通に対する措置	工事標識施設設置位置、通行止めを行う工事の措置、交通制限を行う工事の措置、その他交通の障害となる工事の措置		
添付書類			
回答期限			
		第 年 月 日	
事務所長 殿		(警 察 署 長)	
上記について次のとおり回答する。			
回答意見			

道路占用許可申請に伴う協議書

年 月 日

(警察署長等あて)

道路管理者

次のとおり道路法第32条に基づく道路占用許可申請があったが、本件は道路交通法第77条の規定にも該当するものと認められるから道路法第32条第5項の規定により協議する。

申請者の住所・氏名	
占用期間及び工事の場所	年 月 日から 年 月 日まで
道路占用	
工作物・物件又は施設の構造	
工事実施の方法	
備考	
第 年 月 日	
殿	
(警察署長等)	
上記の協議について次のとおり回答する。	
回答意見	

(国土交通省の場合)

道路占用許可申請・協議書		新 規	更 新	変 更	第 年	月	号 日
関東地方建設局長殿		年 月 日					
		住所 氏名					
		担当者氏名					
32条 道路法第35条		許可を申請 協議する。					
32条 道路法第35条		の規定により					
占用目的							
占用物件	名称	規模		数量			
占用場所	番地先			国道			号
占用期間	自・ 至・	年 年	月 月	日 日	日間	工事の 実施方法	
工事期間	自・ 至・	年 年	月 月	日 日	日間	道路の 復旧方法	

道路占用に関する協議書		第 年	月	号 日			
警察署長殿							
		㊟					
許可申請 上記道路占用協議について、下記により		許可 回答		したいので、道路法第32 条第5項の規定に基づき協議する。			
		記					
道路占用に関する回答書		第 年	月	号 日			
殿							
		警 察 署 長					

審 査 基 準

第 1 法第 77 条第 1 項第 1 号に掲げるもの

1 一般道路工事

(1) 使用範囲、工事方法の審査

ア 工事又は作業（以下「工事等」という。）は、原則として、対面通行が可能な有効残余幅員を確保して（一方通行の場合は除く。）、交通への影響が最小限となるよう適宜工事等を分割して行うものであること。ただし、工事等の規模、性格等により工事等を分割することが不可能又は著しく困難となるときはこの限りでない。

イ 同時に工事等を行うことができる区域（以下「工区」という。）の長さは、土砂、資器材の置場等を含め必要最小限とし、原則として、市街地では 1 街区又は概ね 70 メートル以内、その他の場所では概ね 100 メートル以内で、2 以上の工区を同時に行う場合には、交通への影響が最小限となるよう工区と工区の間を市街地では 300 メートル以上、その他の場所では 100 メートル以上離すものであること。ただし、工事等の規模、性格等により工事等を分割することが不可能又は著しく困難となる時、又は交通の状況によりこれによらないで行った方が交通への影響が少ないと認められるときはこの限りでない。

ウ 歩道上で行う工事等又は建物その他人の出入りする場所に近接して行う工事等その他歩行者の通行に影響を及ぼすものについては、歩行者の通行の安全を確保するため原則として 1.5 メートル以上の幅員を有する架橋又は通行路が確保されているものであること。ただし、やむを得ない場合には、その幅員を 0.75 メートル以上確保すれば足りる。

エ 工事等を行う場合には、工区と周囲を明確に区分し、歩行者及び車両の通行の安全と円滑を確保するため、付表「保安施設及び保安要員の設置及び配置基準」に従って必要な保安施設（保安さく、保安灯、セーフティーコーン等工区と周囲を区分し、歩行者及び車両の通行の安全と円滑を確保するための施設をいう。以下同じ。）及び保安要員（工区において交通の整理、誘導等を行い、交通の安全と円滑を確保するために専従する者をいう。以下同じ。）を設置及び配置するものであること。

オ 工事等の現場に搬入する資器材は、交通の障害とならないよう必要最小限にとどめるものであること。

カ 掘削した土砂は、道路上に堆積するものでないこと。

- キ 工事等の資器材及び掘削した土砂の搬出入は、努めて交通の障害とならない箇所、時間を選定して行うものであること。
- ク 工事等の休止期間中は、必要やむを得ない場合を除き、工区内には土砂、資器材を置くものでないこと。
- ケ 工事等の施工に伴い道路又は隣接する地盤の陥没、崩壊等を防止するため必要な防護措置を講ずるものであること。
- コ 工事等の施工に伴い影響を受けるおそれのある地下埋設物等については、関係行政機関及び当該埋設企業体と協議し、必要な場合には事前に移設、防護等地下埋設物に支障を及ぼさないための措置を講ずるものであること。
- サ 道路を掘削する工事等が終了した場合には、速やかに確実な埋め戻しを行うとともに、交通の障害とならないように路面を高低なくなじみよくするものであること。
- シ 工事等の施工に伴い道路の通行を制限することとなる場合には、あらかじめ、地域住民に対し通行制限箇所を知らせるなど必要な広報措置を講ずるものであること。

(2) 施工時間、時期の審査

工事等の場所及びその付近における時間的又は季節的な交通の状況並びに工事等の規模、性格等から総合的に判断し、交通の安全と円滑に与える影響が最小限となる時間又は時期であること。その基準は次のとおりである。

ア 夜間において施工するもの

次に掲げるものは、原則として夜間（午後 8 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。）に行うこととし、工事等を行う時間以外は路面を復旧又は覆工して交通の障害とならないようにするものであること。

- (ア) 主要幹線道路、繁華街の道路等交通の頻繁な道路における工事等。ただし、簡易な工事等で短時間で終了するものについてはこの限りでない。
- (イ) 踏切及びその前後 30メートル以内の道路における工事等。ただし、交通閑散な場所においてはこの限りでない。
- (ウ) 車両の通行止の交通規制を伴う工事等又は近くに迂回路がない場合等で著しく交通の障害となる工事等

イ 昼夜連続して施工するもの

次に掲げるものは、原則として昼夜連続して行うことができる。

- (ア) 上記アに掲げる工事等であるが、昼間に路面を復旧又は覆工することが技術的に困難な工事等
- (イ) 交通に著しい影響を及ぼすものであるが、やむを得ない理由により短時間に完成させる必要がある工事等

2 管路埋設工事

(1) 使用範囲、工事方法等の審査

前記1「一般道路工事」の規定のほか、次の事項について審査するものとする。

ア 掘削場所は、工事等を行う時間以外は交通の障害とならないよう路面の復旧又は覆工を行うものであること。

イ 覆工資材は、車両の通行に十分に耐え得る強固なものとし、覆工板を用いるときは車両がスリップすることのないよう滑り止め等必要な措置を講ずるものであること。

ウ 覆工板は、相互に緊結して移動しないようにするとともに、覆工板相互間及び路面への取付けについては、交通の障害とならないよう高低なくなじみよくするものであること。

エ シールド工法の工事等にあつては、発進立坑を可能な限り路外とするものであること。

(2) 施工時間の審査

前記1「一般道路工事」の規定に準ずる。

3 軌道工事

(1) 使用範囲、工事方法の審査

前記1「一般道路工事」、前記2「管路埋設工事」の規定のほか、次の事項について審査するものとする。

- ・ 工事は、交通の障害とならないよう、原則として軌道敷内で行うものであること。ただし、軌道敷の分岐点、交差点等でやむを得ない場合はこの限りでない。

(2) 施工時間の審査

前記1「一般道路工事」の規定に準ずる。

4 地下鉄等工事

(1) 使用範囲、工事方法の審査

前記1「一般道路工事」、前記2「管路埋設工事」の規定のほか、次の事項について審査するものとする。

ア 工事等は、原則として、交通の障害が最小限となるよう現在の車線数を確保して行うものであること。

イ ホッパーは、原則として交差点又は横断歩道から10メートル以内の場所その他交通の障害となる場所には設置するものでないこと。

ウ ホッパーの幅は原則として6メートル以内、ホッパーを囲む板塀の長さは12メートル以内のものであること。

(2) 施工時間の審査

前記1「一般道路工事」の規定に準ずる。

5 跨道橋工事

(1) 使用範囲、工事方法の審査

前記1「一般道路工事」の規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

ア 工事等の足場、桁受け台又は落下物防護施設の下端の路面からの高さは、4.5メートル以上のものであること。ただし、工事等の場所又は技術上の理由等によりやむを得ないと認められるときは、4.5メートル未満とすることができる。この場合、歩行者、車両の運転者に注意を喚起するため、その高さを表示した表示板を見やすい箇所に掲出するものとする。

イ 工事等の足場、桁受け台、落下物防護施設又は上記アの表示板は、夜間においても確認できるよう反射材を用いたものか照明装置が付けられているものであること。

ウ 桁受け台は、原則として車道に置かないものであること。ただし、やむを得ない場合には交通への影響が最小限となる方法で車道上に置くことができる。

エ 工事等の現場においては、工事用資器材等が道路上に落下することのないよう防護ネットを張るなど、防護施設を設けるものであること。

(2) 施工時間の審査

前記1「一般道路工事」の規定に準ずる。

6 足場作業

(1) 作業に際しては、事前に足場等の本体及び取付け各部を十分に点検し行うものであること。

(2) 作業の現場においては、足場本体、作業用資器材及び洗剤、汚水等が道路上に落下又は飛散することのないよう防護措置をとること。

7 架空線作業

(1) 使用範囲、作業方法の審査

ア 架空線の作業区間は必要最小限のものとし、可能な限り分割して行うものであること。

イ 作業のためのはしご、柱等を使用する場合には、路端又は歩道上の端に置くものであること。ただし、作業の性格上やむを得ないものと認められる場合には、車道上において行うことができる。

ウ 作業の現場においては、作業用資器材等が道路上に落下することがないよう防護措置をとるとともに、作業の直下地点及びその周辺の道路上には、歩

行者及び車両の運転者の安全を確保するため、付表「保安施設及び保安要員の設置及び配置基準」に従って、必要な保安施設の設置及び保安要員を配置するものであること。

(2) 作業時間の審査

原則として、昼間に行うものとする。

(3) C A T V 架空線の各家庭への引き込み工事

同一の申請者が、同一の警察署管内の場所的に接近した道路において、方法、形状、交通事情等が同一となる場合は、道路使用の場所、区間、期間、時間等を限定した上で、例外的に包括して1件として許可する。

8 マンホール作業

(1) 使用範囲、作業方法の審査

ア 一つのマンホールについて使用する道路の範囲は、長さ3メートル、幅1.5メートル以内のものであること。ただし、ケーブルの引込作業等作業の性格、規模等から車両、資器材をマンホール周辺に配置して行う必要があると認められる作業については、それらを配置するスペースを確保して行うことができる。

イ 作業に際しては、歩行者又は車両の運転者の安全を確保するため、付表「保安施設及び保安要員の設置及び配置基準」に従って、必要な保安施設の設置及び保安要員を配置するものであること。

(2) 作業時間の審査

原則として、昼間に行うものとする。

9 ゴンドラ作業

(1) 使用範囲、作業方法の審査

ア 作業に使用するゴンドラは、労働基準監督署長の設置認可を受けたものであること。

イ 作業に際しては、事前にゴンドラ又はつり足場等（以下この項において「ゴンドラ」という。）の本体及び取付け各部の装置を十分に点検するものであること。

ウ 作業の現場においては、ゴンドラ本体、作業用資器材及び洗剤、汚水等が道路上に落下又は飛散することのないよう防護措置をとるとともに、作業の直下地点及びその周辺の道路上には、歩行者及び車両の運転者の安全を確保するため、付表「保安施設及び保安要員の設置及び配置基準」に従って、必要な保安施設の設置及び保安要員を配置するものであること。

エ 作業中以外の時間には、ゴンドラその他の物件を道路の上空に懸垂し、又は道路上に置くものでないこと。

- (2) 作業時間の審査
原則として、昼間に行うものとする。

10 採血等作業

- (1) 使用範囲、作業方法の審査

ア 作業は、路外にスペースがない場合又は作業の性格上道路上で行うことがやむを得ない場合に限るものとし、その範囲は必要最小限のものであること。

イ 作業に際しては、歩行者又は車両の運転者の安全を確保するため、付表「保安施設及び保安要員の設置及び配置基準」に従って、必要な保安施設の設置及び保安要員を配置するものであること。

- (2) 作業時間の審査
原則として、昼間に行うものとする。

11 搬出入等作業

- (1) 使用範囲、作業方法の審査

上記9「採血等作業」の規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

ア 資器材の搬出入、生コンクリートの打設等の作業のために道路を使用する時間は必要最小限とし、作業終了後は直ちに車両等を移動するとともに、必要に応じ道路の清掃を行うなど、交通への影響が最小限となるものであること。

- (2) 作業時間の審査
原則として、昼間に行うものとする。

12 その他道路を使用して行う工事又は作業

- (1) 路面標示塗替え作業等

路線、地域を定めて所轄ごとに行うものとする。

- (2) 使用範囲、工事作業の方法、時間の審査

前記の各規定に準じて審査するものとする。

第2 法第77条第1項第2号に掲げるもの

1 石碑等の設置

- (1) 設置する場所は、原則として交通の障害とならない道路広場、橋詰広場等の場所であること。ただし、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められる場合はこの限りでない。この場合は次の基準による。

ア 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。

イ 歩車道の区別のある道路においては、原則として、歩道上に概ね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。

- ウ 歩車道の区別のない道路においては、原則として、概ね6.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りにそれぞれ設置するものであること。
- (2) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の障害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。
- 法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分
- (3) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (4) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (5) 風雨、地震等により又は人が寄りかかるなどして工作物が破損、倒壊、飛散し、歩行者、車両の運転者の安全を脅かすおそれのないものであること。(以下、他の工作物についても同様とする。)
- (6) 設置する工作物が道路法、道路構造令、建築基準法、その他の法令に違反しないものであること。(以下、他の工作物についても同様とする。)

2 公衆電話ボックス等の設置

- (1) 設置する場所は、原則として交通の障害とならない道路広場、橋詰広場等の場所であること。ただし、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められる場合はこの限りでない。この場合は次の基準による。
- ア 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。
- イ 歩車道の区別のある道路においては、原則として、歩道上に概ね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。
- ウ 歩車道の区別のない道路においては、原則として、概ね6.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。
- (2) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の障害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。
- 法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分
- (3) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (4) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。

- (5) 公衆電話ボックスの出入口は、路端又は道路の中央に面しない側面に設け、扉を開いた場合にその先端が公衆電話ボックスの側面から出ないものであること。
- (6) ポール式公衆電話は、原則として既設の電柱等に添架するとともに、利用者が車両の進行方向に対面するように設けるものであること。
- (7) 原則として、広告の類を表示するものでないこと。

3 電柱等の設置

- (1) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。
- (2) 歩車道の区別のある道路においては、原則として、歩道上に概ね1.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。
- (3) 歩車道の区別のない道路においては、原則として、概ね4.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。
- (4) 設置する場所は、交差点又は横断歩道若しくは自転車横断帯を設置する道路の部分及びそれらに接する歩道の部分以外の場所であること。ただし、交通の障害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。
- (5) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (6) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (7) 電柱等は、可能な限り並立を避け、これらに架する電線、電話線、その他ケーブル類は努めて共架するものであること。
- (8) 電柱等に架する電線、電話線、その他ケーブル類の路面からの高さは、車道においては5.0メートル以上、歩道においては3.0メートル以上であること。

4 街路灯等の設置

- (1) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。
- (2) 歩車道の区別のある道路においては、原則として、歩道上に概ね1.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。ただし、分離帯のある道路においては、分離帯に設置することができる。
- (3) 歩車道の区別のない道路においては、原則として、概ね4.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。
- (4) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するもの

でないこと。

- (5) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (6) アーム式の突出部及び灯柱の側方に突き出されている装飾灯等の下端の路面からの高さは、車道においては4.5メートル以上、歩道においては2.5メートル以上で、その出幅は原則として柱から2メートル以内のものであること。
- (7) 原則として、広告の類を表示するものでないこと。ただし、商店会等の団体が、その区域内の道路照明を目的として設置する街路灯等にあつては、商店会等の団体名を表示した看板を付けることができる。

5 消火栓等の設置

- (1) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。
- (2) 歩車道の区別のある道路においては、原則として、歩道上に概ね1.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。この場合、消火栓の突出方向は路端方向であること。ただし、分離帯のある道路においては、分離帯に設置することができる。消防水利、消防用防火水槽の標識（以下「消火栓標識等」という。）についても同様とする。
- (3) 歩車道の区別のない道路においては、原則として、概ね4.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。この場合の突出方向は道路の中央方向とする。
- (4) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の障害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。

法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分

- (5) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (6) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (7) 消火栓標識等の形状は直径0.6メートル以内の円形とし、標識部分の下端の路面からの高さは、車道においては4.5メートル以上、歩道においては2.5メートル以上とする。ただし、突出式のものについては4.5メートル以上とする。
- (8) 消火栓標識等は、交通の障害となるものでない限り消火栓又は消防水利施設の設置位置から概ね5メートル以内に設置するものであること。
- (9) 原則として、広告の類を表示するものでないこと。

6 路線バス停留所等標示施設の設置

- (1) 歩車道の区別のある道路においては、原則として、歩道上に概ね1.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。
- (2) 歩車道の区別のない道路においては、原則として、概ね4.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。ただし、タクシー乗場の標示施設は設置することはできない。
- (3) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の障害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。

法第44条第1項第1号から第4号まで、及び第6号並びに法第45条第1項第1号に定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分

- (4) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (5) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (6) 路線バス及びタクシー乗場の標示施設の標示板の下端は、原則として路面から1.8メートル以上とし、その形状は直径0.6メートル以内の円形又は縦、横0.6メートル以内で鋭利な部分を有しない形状であること。
- (7) 路線バス標示施設の標示板の下端に時刻表又は案内図を添架する場合には、幅0.3メートル以内のものであること。
- (8) 照明式の標示施設にあつては、原則として、路面からの高さが3.0メートル以下で、幅及び厚さ0.45メートル以内のものであること。
- (9) 路線バス停留所の標示施設にバス・ロケーションシステム等のための感知器を付ける場合には、そのアームの車道方向への張出しは6.0メートル以下とし、かつ、その下端は路面から5.0メートル以上とする。
- (10) 路線バス停留所の標示施設は、原則として道路の両側に対面するものでないこと。
- (11) 原則として、広告の類を表示するものでないこと。

7 路線バス停留所ベンチ等の設置

- (1) 道路管理者及び路線バス事業者等、適格な管理能力を有する者が設置するものであること。
- (2) 歩行者の利用形態から判断して、地域の実情に応じ、公益上設置することが妥当であること。
- (3) 原則として、歩車道の区別のある道路の歩道上に概ね1.5メートル以上の

有効残余幅員を確保し、歩行者及び自転車等の通行に支障となることのないよう設置するものであること。

- (4) 夜間において歩行者、自転車等の妨げとならないよう相当の照度が確保できる場所であること。
- (5) ベンチの構造は、原則として、幅0.5メートル以内、長さ2.0メートル以内とし、かつ、土地に定着し強固なものであること。
- (6) 原則として、広告の類を表示するものでないこと。

8 路線バス停留所等の上屋の設置

警察庁交通局交通規制課長（以下「警察庁交通規制課長」という。）が定める基準による。

9 アーケードの設置

警察庁次長等が定める基準による。

10 アーチの設置

- (1) 設置する場所は、原則として車両の通行が禁止されている道路又は車両の通行が少ない道路等、交通の障害とならない場所であること。ただし、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものである場合はこの限りでない。この場合は次の基準による。

ア 歩車道の区別のある道路においては、原則として、歩道上に概ね3メートル以上の有効残余幅員を確保して支柱を設置するものであること。

イ 歩車道の区別のない道路においては、支柱の内側の間隔を原則として7メートル以上確保するものであること。

- (2) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の障害となのおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。

法第44条第1項第1号から第6号まで、並びに法第45条第1項第1号及び第3号から第5号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分

- (3) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (4) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (5) アーチの道路を横断する部分の下端は、路面から4.5メートル以上のものであること。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道上においては、2.5メートル以上のものであること。
- (6) 支柱は、その基盤の上端を路面と同じ高さとし、歩道においては歩車道の境界又は路端寄りに、歩車道の区別のない道路においては側溝の縁石の道路側又

は路端寄りに設置するものであること。

11 日除けの設置

- (1) 道路に柱を建てない構造のものであること。
- (2) 原則として、日除けは歩車道の区別のある歩道上で、その下端は路面から2.5メートル以上のものであること。ただし、巻き上げ式の日除けの方杖の下端は路面から2.0メートル以上のものであること。
- (3) 日除けの出幅は、原則として0.6メートル以内であること。
- (4) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (5) 日除けの覆部は布類で、色は信号機の表示する灯火と異なる色を用いるものであること。
- (6) 広告の類を表示するものでないこと。

12 上空通路の設置

警察庁交通規制課長が定める基準による。

13 上空工作物の設置

- (1) 工作物を支える柱は、道路内に設置するものでないこと。
- (2) 工作物の下端は、原則として路面から5.0メートル以上のものであること。
- (3) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (4) 車両の運転者の注意を喚起するため、工作物の高さを表示した表示板を見やすい箇所に掲示するものであること。
- (5) 上記(4)の表示板は、夜間においても視認できるよう反射材を用いたものか、照明装置が付けられているものであること。
- (6) 落下のおそれのない堅固な構造のものであること。
- (7) 広告の類を表示するものでないこと。

14 舞台、やぐら等の設置

- (1) 祭礼、盆踊り等社会の慣習上やむを得ないもので、一時的なものであること。
- (2) 倒壊のおそれのない堅固な構造のものであること。

15 建築作業用工作物の設置

- (1) 建築作業又は工事用の仮囲い、足場又は詰所等を設置する場合は、原則として歩車道の区別のある道路では歩道上に、出幅は歩道の3分の1以内で、かつ0.6メートル以内とし、歩車道の区別のない道路では出幅は0.6メートル以内とするものであること。ただし、作業の実施上やむを得ないと認められ、かつ、交通の安全が確保されている場合に限り1.0メートルまでとすることができる。

- (2) 掛けだしの下端の路面からの高さは、歩車道の区別のある道路では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路では4.5メートル以上とするものであること。
- (3) 跨道構台は、原則として、歩車道の区別のある道路の歩道上に設置することとし、構台の下端の路面からの高さは、3.0メートル以上、方杖の下端の路面からの高さは2.5メートル以上とするものであること。
- (4) 跨道構台の柵下には、夜間においても視認できるよう照明施設を設けるものであること。
- (5) 車両の運転者又は歩行者の注意を喚起するため、掛けだし又は跨道構台の柵下には、その高さを表示した表示板を見やすい箇所に掲出するものであること。
- (6) 広告の類を表示するものでないこと。

16 立看板、掲示板その他の広告板の設置

- (1) 公益上又は社会の慣習上やむを得ないと認められるものであること。
- (2) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。
- (3) 歩車道の区別のある道路においては、歩道上に、原則として官民境界寄りに設置するものであること。
- (4) 歩車道の区別のない道路においては、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。
- (5) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の障害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。

法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分

- (6) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (7) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (8) 原則として、車両の進行方向に対面することのないよう設置するものであること。

17 電柱等の添架広告物等の設置

- (1) 電柱、ケーブル柱その他これに類するもの（以下、この項において「電柱等」という。）に添架する広告物等の大きさは、縦1.2メートル以内、横0.45メートル以内のものであること。
- (2) 広告物等の下端の路面からの高さは、歩車道の区別のない道路で4.5メートル以上、歩道上で2.5メートル以上、側面と電柱等との間隔は0.15メートル以内のものであること。

(3) 広告物等は、電柱等1本につき1個とし、その突き出し方向は、原則として民地側であること。ただし、歩車道の区別のない道路で民地側に余裕のない場合はこの限りでない。

(4) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

18 取付け看板、標灯等の設置

(1) 取付け看板等の下端の路面からの高さは、歩道上で2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路にあっては4.5メートル以上のものであること。

(2) 取付け看板等の出幅は、原則として0.6メートル以内のものであること。

(3) 標灯は原則として点滅式としないほか、信号機、道路標識等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

19 横断幕の設置

(1) 公益上又は社会の慣習上やむを得ないと認められるものであって、かつ、一時的なものであること。

(2) 横断幕は、原則として歩道橋、高架橋等の側面に納まるものであること。

(3) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

20 飾り付けの設置

(1) 飾り付けは、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであって、かつ、一時的なものであり、原則として歩道上に設置するものであること。

(2) 飾り付けは、路端又は歩道上の既設工作物に取り付けるものとし、原則としてその出幅は0.6メートル以内とし、その下端の路面からの高さは2.5メートル以上のものであること。

(3) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

21 情報提供装置、施設等の設置

(1) 提供される情報が交通流に変動を及ぼすおそれのあるものについては、公安委員会の行う交通管理に支障を及ぼすことのないように措置されているものであること。

(2) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。

(3) 歩車道の区別のある道路においては、原則として、歩道上に概ね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。

(4) 歩車道の区別のない道路においては、原則として、6.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は

い場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。

- (5) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。

法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分

- (6) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (7) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。

22 公衆用ごみ容器等の設置

- (1) 地方公共団体及び町会、商店会等の団体が設置するものであること。
- (2) 原則として駅前広場、バス停留所等多数の人が滞留する場所に設置するものであること。
- (3) 夜間において歩行者、自転車等の妨げとならないよう相当の照度が確保できる場所に設置するものであること。
- (4) 容器の構造は次に掲げるものであること。

ア ごみ容器の長径又は直径は0.5メートル以下、高さは路面から0.8メートル以下であること。

イ 吸殻入れの長径又は直径は0.3メートル以下、高さは路面から1.2メートル以下であること。

ウ 容器等の材質は、不燃性で堅牢なものであること。

エ 容器等の設置は建植式とし、路面に固定すること。

- (5) 広告の類を表示するものでないこと。

23 太陽光発電設備の設置

- (1) 設置場所

ア 地面に接する部分が車道以外の道路の部分であること。

イ 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。

(ア) 自転車道の場合は、2メートル以上（特別の理由によりやむを得ない場合は、1.5メートルまで縮小できる。）

(イ) 自転車歩行者道の場合は、交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上。

(ウ) 歩道の場合は、交通量の多い道路に合つては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上。

ウ 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面の設置距離を確保すること。

エ 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場所を除き、道路の交差点、屈曲する部分の地上に設けないこと。

オ 道路標識、信号機、道路情報提供装置等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

(2) 構造

ア 道路通行者の視界を妨げたり、発電設備が太陽光等を反射して車両の運転を妨げたり、支障を及ぼすおそれのないもの。

イ 発電設備には、広告物の添加及び広告のための塗装は一切行わないこと。

ウ 発電機の構造及び色彩は周辺の環境と調和し、信号機、道路標識等の効用を妨げないこと。

エ 倒壊、落下、剥離等の事由により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないと認められるもの。

オ 道路の構造維持管理に支障を来すものでないこと。

(3) 主体

ア 道路の構造又は保全に支障を生じることのない、適格に管理できる者であること。

イ 暴力団又は構成員の統制下にある法人等及び暴力団員等反社会的勢力に属する者でないこと。

ウ 地方公共団体の名義貸しになりえない者であること。

24 その他道路における上記 1～23 に類する工作物の設置

上記の各規定に準じて審査するものとする。

第3 法第77条第1項第3号に掲げるもの

1 露店、屋台店

(1) 社会の慣習上やむを得ないものであること。

(2) 原則として、主要幹線道路等交通頻繁な道路に出店するものでないこと。

(3) 歩車道の区別のある道路においては、歩車道の境界又は路端寄りに出店するものであること。

(4) 歩車道の区別のない道路においては、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ出店するものであること。

(5) 出店場所は、次の場所以外の場所であること。

ア 交差点又は横断歩道若しくは自転車横断帯に接する歩道の部分

イ 法第44条第1項第1号から第6号並びに第45条第1項第1号及び第3号から第6号までに定める道路の部分

ウ デパート、映画館、劇場等不特定多数の人が集まる施設の出入口付近

(6) 原則として、大きさは間口2メートル以内、奥行き1.5メートル以内、高さ2メートル以内のものであること。

2 靴磨き等

- (1) 歩車道の区別のある道路においては歩道上に、歩車道の境界又は路端寄りに出店するものであること。
- (2) 歩車道の区別のない道路においては、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ出店するものであること。
- (3) 出店場所は、次の場所以外の場所であること。
 - ア 交差点又は横断歩道若しくは自転車横断帯に接する歩道の部分
 - イ 法第44条第1項第1号から第6号並びに第45条第1項第1号及び第3号から第6号までに定める道路の部分
 - ウ デパート、映画館、劇場等不特定多数の人が集まる施設の出入口付近
- (4) 道路使用の範囲は、概ね1平方メートル以内とすること。

3 商品の陳列台等

- (1) 商店が臨時に出す商品の陳列台は、原則として歩道上であること。
- (2) 商店が臨時に出す商品の陳列台は、道路に固定するものでないこと。

4 その他

上記の各規定に準じて審査するものとする。

第4 法第77条第1項第4号に掲げるもの

1 祭礼行事等

- (1) 公益上又は社会の慣習上やむを得ないと認められるものであること。
- (2) 原則として、主要幹線道路等交通頻繁な道路において行うものでないこと。
- (3) みこし、だし等で道路を通行する場合には、次によること。
 - ア 交通の危険を防止するため、道路又は交通の状況に応じ適切な通行区分により通行するものであること。
 - イ 交差点、曲がり角等交通の危険が生じやすい場所には、必要な自主整理員を配置するものであること。
 - ウ 交通の危険を防止するため、参加人員に応じて数個のてい団に区分し、かつ、てい団ごとの間隔を適当に保つものであること。
 - エ てい団ごとに必要な指揮統制員を配置し、てい団をその指揮に従わせるとともに、他の歩行者等への危険を防止するため必要な場合には、たすき又は腕章をつけた必要数の自主整理員を配置するものであること。
- (4) 原則として、観覧席等の施設は、道路上に設置するものでないこと。

2 ロケーション等

- (1) 原則として、主要幹線道路等交通頻繁な道路で行うものでないこと。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要数の自主整理員を配置するものであること。
- (3) 照明灯、投光器等を使用する場合は、通行する車両等の運転者の目を眩惑するものでないこと。

- (4) 資材又は機械器具等は、交通の障害となる場所に置くものでないこと。
- (5) 道路上でサイン行為その他人寄せとなる行為をするものでないこと。

3 路上競技等

- (1) 主催者が国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体等、公共性又は公益性が認められる法人その他の団体であること。
- (2) レース等を実施する目的、理由が公益性の認められるものであること。
- (3) 主催者が当該レース等により営利を得ることを目的とするものでなく、かつ、営利を得るものでないこと。
- (4) いわゆる賞金レースでなく、また、プロ競技者が参加するものでないこと。
- (5) レース等の名称に、当該レース等のスポンサーである民間企業の名称を付するものでないこと。
- (6) 原則として、主要幹線道路等交通の頻繁な道路において行うものでなく、かつ、付近に適当な迂回路が確保されているものであること。
- (7) 原則として、日曜日、祝祭日に行うものであること。
- (8) 交通の危険が生じないよう、道路又は交通の状況に応じ適当な通行区分により通行するものであること。
- (9) 交差点、曲がり角、観客の多数集まる場所その他交通の危険が生じやすい場所には、必要数の自主整理員の配置、安全さく、ロープの設置等交通の危険防止のための措置をとるものであること。
- (10) レース等の実施規則が、交通の安全と円滑の確保の観点から支障のないものであること。
- (11) 競技に使用する自動車は、審判車その他必要やむを得ないものに限ることとし、応援用のものは使用するものでないこと。
- (12) 出発及び到着地点は、原則として広場、競技場等とし、道路上とするものでないこと。
- (13) 中継地点は、原則として交通の妨害とならない待機所、空き地等とし、道路上とするものでないこと。

4 集団行進等

- (1) 原則として、主要幹線道路等交通頻繁な道路において行うものでないこと。
ただし、公益上又は社会の慣習上やむを得ないと認められるものはこの限りでない。
- (2) 交通の危険を防止するため、道路又は交通の状況に応じ適切な通行区分により通行するものであること。
- (3) 交差点、曲がり角等交通の危険が生じやすい場所には、必要な自主整理員を配置するものであること。

- (4) 歩行者と車両が一体となって行進、パレード等を行うものについては、行進する歩行者に危険を生じるおそれがなく、かつ、交通の妨害にならないと認められるものであること。
- (5) 車両で行進、パレード等を行うものについては、交通の危険を防止するため、参加車両数に応じて数個のてい団に区分し、かつ、てい団ごとの間隔を適当に保つものであること。
- (6) 歩行者により行進、パレード等を行うものについては、次によること。
 - ア ジグザグ行進、うず巻行進、おそ足行進又はことさらに立ち止まり、座り込み、若しくは道路いっぱい広がるなどの交通の妨害となる行為をするものでないこと。
 - イ 交通の危険を防止するため、参加人員に応じて数個のてい団に区分し、かつ、てい団ごとの間隔を適当に保つものであること。
 - ウ てい団ごとに必要な指揮統制員を配置し、てい団をその指揮に従わせるとともに、他の歩行者等への危険を防止するため、たすき又は腕章をつけた必要数の自主整理員を配置するものであること。

5 消防訓練等

- (1) 交通頻繁な道路、時間帯には実施するものでないこと。
- (2) 資材、機械等は、原則として道路上に置くものでないこと。
- (3) 交差点、曲がり角等交通の危険が生じやすい場所に、必要な自主整理員の配置、安全さくの設定等交通の危険防止のための措置をとるものであること。

6 チンドン屋等

- (1) 交通の頻繁な道路、時間帯には、原則として実施するものでないこと。
- (2) 原則として、1団の構成員は10人以下のものであること。
- (3) 旗、看板等は、横幅1メートル以内とし、かつ、1人で用意に持ち歩きができるものであること。
- (4) 人にまとわりつき、又は行く手を遮るなど交通の妨げとなるような方法、形態で行うものでないこと。

7 人寄せ等

- (1) 原則として、道路広場、橋詰広場その他視聴者を収容するため十分な余地のある場所で行うこととし、交差点、横断歩道、自転車横断帯の周辺、交通の頻繁な道路その他交通の危険が生じやすい場所で行うものでないこと。
- (2) 参集する視聴者が車道上にはみ出すなどの交通の危険が予想される場合は、必要な自主整理員を配置するものであること。
- (3) 資器材その他の施設は、原則として道路上に置くものでなく、かつ、道路に立看板、旗、のぼり等を設置するものでないこと。

- (4) 交通の頻繁な時間帯に行うものでないこと。
- (5) 他の演説等その他の行事と競合し、参集する視聴者が多数に上るなどの理由により交通上の危険が生じるものでないこと。
- (6) テレビ、スポット・ビジョン等の放映、レーザー光線の投射については、信号機又は道路標識の視認性が悪くなるような場所又は方法で行うものでないこと。
- (7) テレビ、スポット・ビジョン等の放映、参集者が著しく多数に上り又は継続して立ち止まることにより交通の障害を生じさせることのないよう、連続性、ストーリー性を持つものでないこと。

8 車両停止街宣

- (1) 実施場所は、1 警察署管内であること。
- (2) 街宣時間は8時から20時までの時間で行うものであり、1箇所1時間を超えるものでないこと。
- (3) 停止街宣の実施場所は、指定の駐停車禁止場所、法定の駐停車禁止場所及び法定の駐車禁止以外の場所で行うものであること。

9 スポット街宣

- (1) 実施場所は、1 警察署管内であること。
- (2) 街宣時間は8時から20時までの時間で行うものであり、1箇所1時間を超えるものでないこと。
- (3) スポット街宣は、車道以外の歩道等の場所で行い、又一般歩行者等の通行の妨害とならない方法・形態で行うものであること。

10 車両装飾等

- (1) 車両等に取り付ける広告器等の装置は、車幅からはみ出るものでなく、電光式又は内照式等のものにあつては、光度は300カンデラ以下で点滅又は光度が増減するものでないこと。
- (2) 文字、図柄は走行中に頻繁に変化するものでないこと。
- (3) 表示内容が一見して理解できないようなもの、又は著しく興味、好奇心を生じさせるようなものでないこと。
- (4) 花電車、花自動車は、国民的慶祝行事又は伝統的な記念行事等の場合に限ること。

11 車両走行街宣

- (1) 街宣時間は8時から20時までの間に行うものであること。
- (2) 街宣時間については、官公署等の行為で公益性のあるもの、あるいは、夜間等に行うことが社会通念上やむを得ないと認められるものについては、この時間を前後に延長することができる。

- (3) 交通の輻輳する場所、時間帯については抑制すること。
- (4) 使用する街宣車両は、原則として1台に限るものであること。
- (5) 道路において停車又は駐車して放送又は映写等を行うものでないこと。
- (6) でき得る限り路線、地域を定めて行うものであること。

12 宣伝物等配付

- (1) 原則として交通頻繁な道路、時間帯には実施するものでないこと。
- (2) 宣伝物等は、交付又は配布するものとし、散布するものでないこと。
- (3) 通行中の車両から散布するものでないこと。
- (4) 原則として、歩車道の区別のある道路においては歩道上の車道側で、歩車道の区別のない道路においては路端で実施し、人にまとわりつき又は行く手を遮るなど、交通の妨げとなるような方法、形態で行うものでないこと。特に、駅、地下鉄、商店等の出入口をふさぐような行為を行うものでないこと。
- (5) 原則として、交付又は配布するために机、台、立看板、旗、のぼり等を道路上に設置するものでないこと。

13 寄付募集・署名行為等

- (1) 原則として交通頻繁な道路、時間帯には実施するものでないこと。
- (2) 原則として、歩車道の区別のある道路においては歩道上の車道側で、歩車道の区別のない道路においては路端で実施し、人にまとわりつき又は行く手を遮るなど、交通の妨げとなるような方法、形態で行うものでないこと。特に、駅、地下鉄、商店等の出入口をふさぐような行為を行うものでないこと。
- (3) 原則として、寄付又は署名等のための立看板、旗、のぼり等を道路上に設置するものでないこと。

14 ロボット実証実験等

警察庁交通局長及び警察庁交通規制課長が定める基準による。

15 道路以外の行為

- (1) 道路以外の場所で行う行為により、観衆等が道路に出る場合は、原則として車道ではなく、歩道であること。
- (2) 交通の頻繁な時間帯に行うものでないこと。
- (3) 一般歩行者等の通行の妨害とならないよう、交通整理員等を配置し、かつ、一般歩行者等が容易に通行できる幅員を確保して行うものであること。

付表

保安施設及び保安要員の設置及び配置基準

道路上で工事等を行う場合には、工区を周囲から明確に区分し、歩行者及び車両の通行の安全を図るため、保安施設及び保安要員を次のとおり設置及び配置すること。

なお、保安施設の設置は、別記「保安施設設置要領」の例による。

1 保安さくの設置

工区（「6 架空線作業」、「8 ゴンドラ作業」においては、作業の真下地点及びその周辺の道路上をいう。以下同じ。）の周囲は、様式 1-1～1-3 の保安さくで、屈曲部及び交通流に対面する部分は間隔なしで、その他の部分は保安さくの長さ程度の間隔で確実に囲むこと。ただし、工区が歩行者用通路と接している区間で掘削した土砂等が歩行者用通路に飛散するおそれのある部分又は資器材置場と接している部分には、様式 2 の保安さくを間隔なしに並べること。

2 長期間工区を設置する場合の保安さくの設置

同一場所に長期間工区を設置する場合は、工区の周囲は様式 2 の保安さくで囲むこと。この場合保安さくの高さが 1 メートル以上の場合で、歩行者及び車両の運転者の見通しが悪くならないようにする必要のある場所には、路面から 1 メートル以上の高さの部分は金網等見通しを妨げないものであること。

3 ホッパー周囲の板塀の設置

ホッパーの周囲は、土砂等の落下飛散を防止するため、高さ 3 メートル程度の板塀で囲むこと。この場合、歩行者及び車両の運転者の見通しが悪くならないようにする必要のある場合には、路面から 1 メートル以上の高さの部分は金網等見通しを妨げないものであること。

4 開口部周辺における措置

開口部を開いて工事等を中断する場合又は資器材等を覆工部の地下に搬入する場合等開口部を開いている場合には、開口部周辺に様式 3-1、3-2 の容易に移動しない堅固な保安さくを設置するとともに、保安要員を配置するなどして転落防止の措置を講じること。また、開口部のある工区の周囲は、様式 2 の保安さくで囲むなど歩行者が容易に工区内に入ることのできないよう措置すること。

5 保安要員の配置

工事等の施工に伴い片側交互通行となる場合における工区の両端及び工区に作業用車両が出入りする場合における出入口、その他交通の安全を図るため必要な場所には、昼間は赤旗・白旗を、夜間は赤色の注意灯を持った保安要員を配置すること。

6 保安灯の設置

工事等を夜間施工する場合には、工区の周囲に、様式4-1、4-2の夜間150メートル手前から視認できる光度を有する保安灯が間隔2メートル以内で保安さくの中に、又は交通流に対面する部分には、様式5の夜間200メートル手前から視認できる光度を有する回転式か点滅式の黄色又は赤色の注意灯を1個以上設置すること。

7 工事標示板の掲出

工区の両端には、様式6-1、6-2の工事標示板を掲出すること。また、夜間に工事等を施工する場合は様式7-1の夜間工事標示板を、昼夜間にわたり工事等を施工する場合は様式7-2の昼夜間工事標示板を工事標示板の上部に設置すること。

8 工事予告標示板、迂回路標示板の設置

工区の手前50メートルから200メートルの間には、車両の運転者に工区の所在を周知するため、様式8-1、8-2の工事予告標示板を適当数設置すること。また、工事等の施工に伴い迂回路を必要とする場合には、様式9の迂回路標示板又は様式10の迂回路補助標示板を設置すること。

9 標識、標示板の設置

交通流の対面する工区の手前には、工事中であることを示すため、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府建設省令第3号。以下「標識標示令」という。）別表1に定める「道路工事中」の道路標識を、また、車両を誘導又は迂回させるため、様式11-1、11-2の方向指示板又は標識標示令別表第1に定める「通行止め」若しくは「車両通行止め」の道路標識を設置すること。

10 セーフティコーンの設置

工区の手前において歩行者及び車両を誘導するため車線誘導線、導流帯を設ける必要がある場合及び中央線を変更する必要がある場合には、様式12-1のセーフティコーンをおおむね3～4メートルの間隔で設置するほか、変更した中央線の両側に様式13の中央線位置指示板を設置すること。夜間においては、様式12-2の照明設備を設けたカラーコーンを設置すること。

11 歩行者通行路の標示板の設置

歩行者通行路を切り回した場合には、その通行路の前後及び交差点、曲がり角等に様式14の歩行者通行路標示板を設置すること。

12 道路の清掃等軽易な作業における措置

道路の清掃、ライン引き、除草、街路樹の手入れ、簡単なパッチング等の軽易な道路の維持修繕又は作業等を行う場合には、作業現場の両端に、様式15の作業指示旗又は作業さくを設置すること。

13 マンホール作業における措置

マンホール作業を行う場合には、マンホールの周囲に様式 16-1、16-2 のマンホールびょうぶを設置すること。

14 夜間の照明

夜間に工事等を施工し、又は、夜間に交通開放できない場合には、次のとおり照明灯を設置すること。

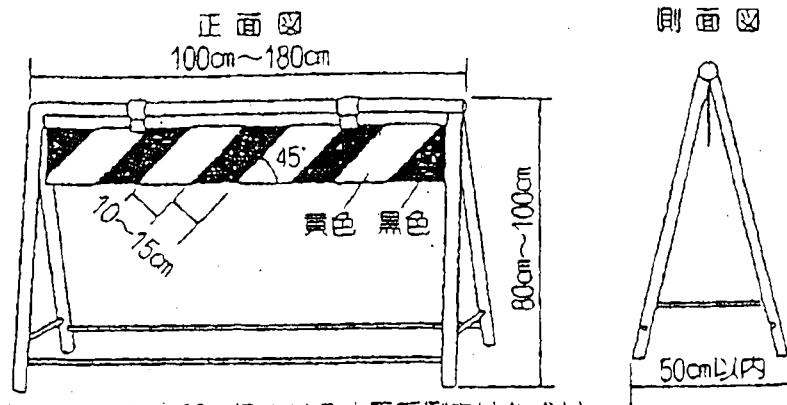
- (1) 工区の両端及び特に危険な工区には 300 ワット以上
- (2) 工区が長区間にわたる場合には、当該工区の側方に 3.0メートル間隔で 200 ワット以上
- (3) 工事標示板の全面には 100 ワット以上
- (4) 開口部周辺及びくい打ち機、ホッパーその他これに類する機械の周辺には 300 ワット以上

15 夜間における措置

前記 7 の工事標示板、前記 8 の工事予告標示板、迂回路標示板、迂回路補助標示板、前記 9 の「道路工事中」の道路標識、方向指示板、前記 10 の中央線位置指示板、前記 11 の歩行者通行路指示板、前記 12 の作業指示旗、前記 13 のマンホールびょうぶは、夜間においては白色照明灯で照明するか、内照式のものを用いること。

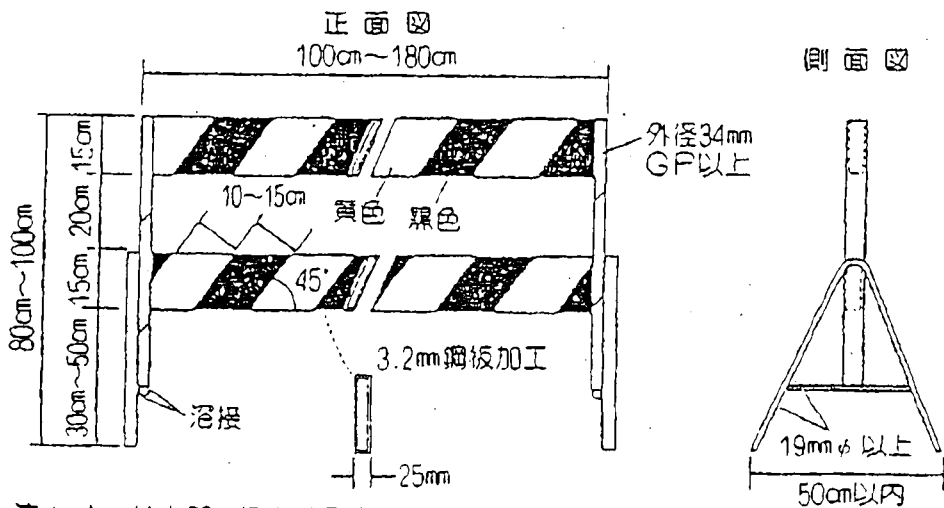
<保安施設の様式>

様式 1-1 保安さく



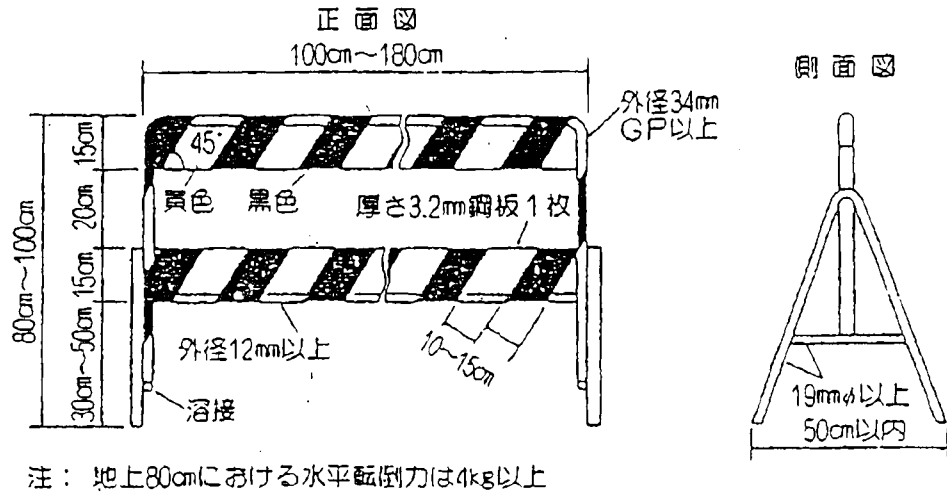
- 注： 1 地上80cmにおける水平転倒力は4kg以上
2 横板は、風圧による抵抗を少なくするため固定しないこと。

様式 1-2 保安さく

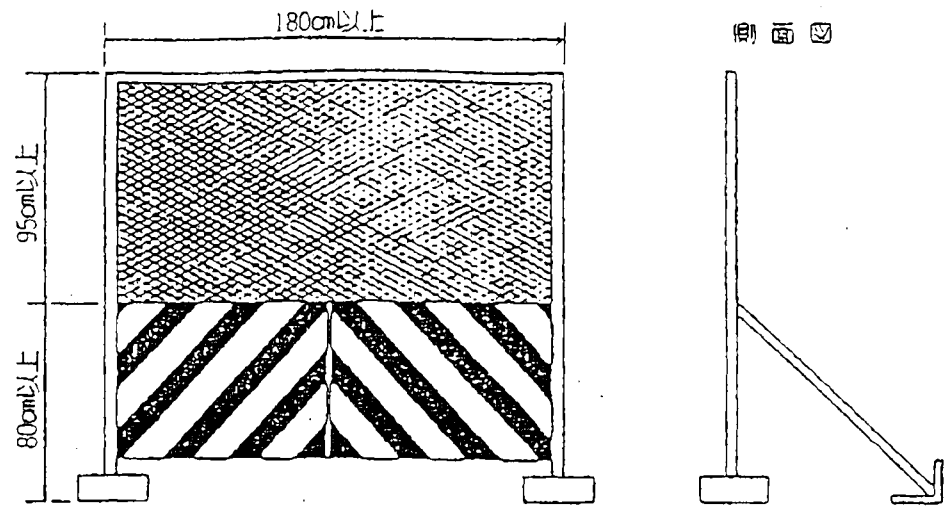


- 注： 1 地上80cmにおける水平転倒力は4kg以上
2 下段横板は、木製（厚さ15mm以上）でよい。

様式 1-3 保安さく

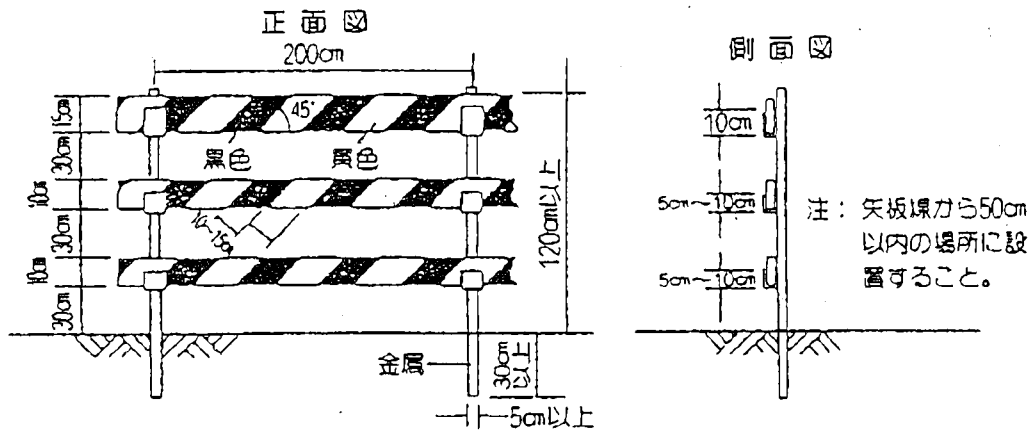


様式 2 保安さく

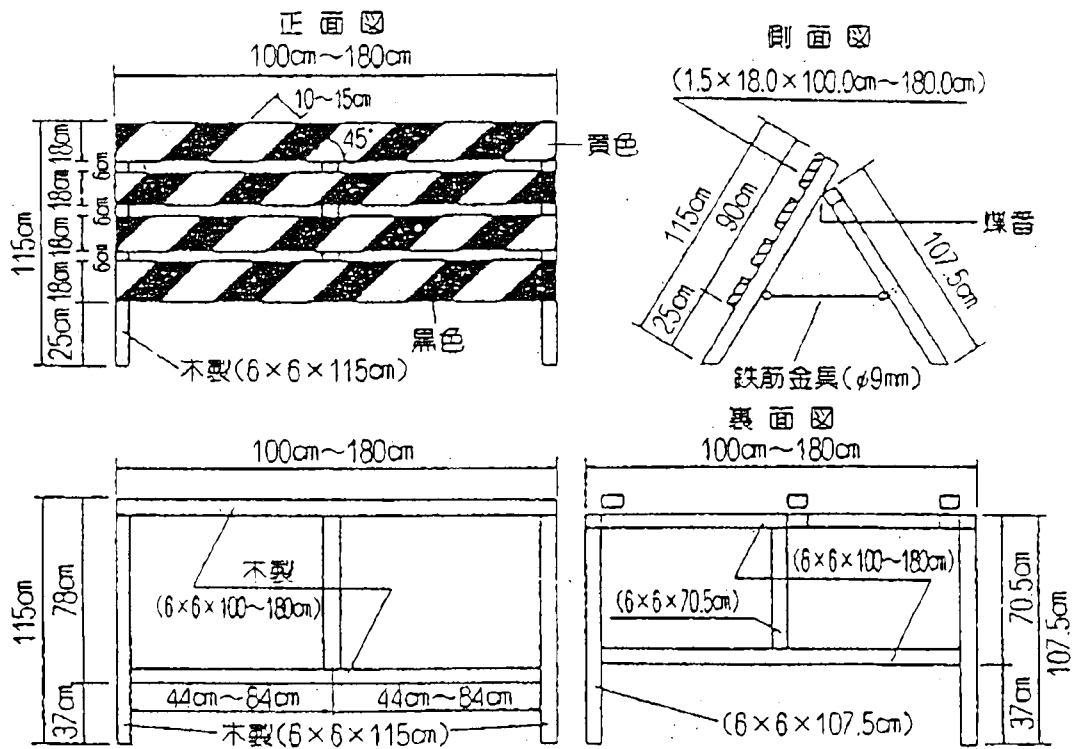


- (注) 1 連続して設置することを原則とする。
 2 突風等による対策が十分であること。
 3 車道の通行側及び歩行者の通行側には赤色灯を3m間隔に設置すること。
 4 金網付ネットフェンスは、歩行者通路及び車道との境に、残土等が飛散しないよう防護をするために設置する。
 5 高さ80cm以上の部分は透視できるものであること。
 6 支柱等は十分安全であること。

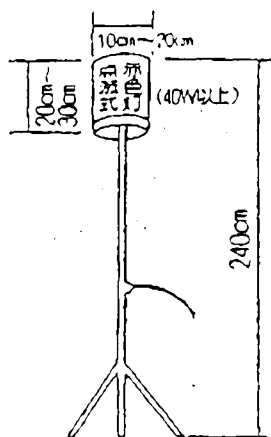
様式 3-1 保安さく



様式 3-2 保安さく

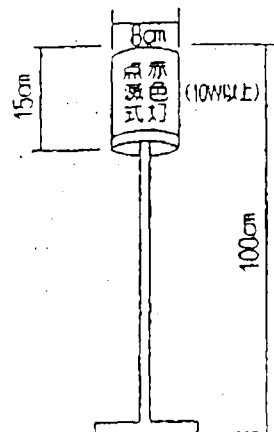


様式 4-1 保安灯



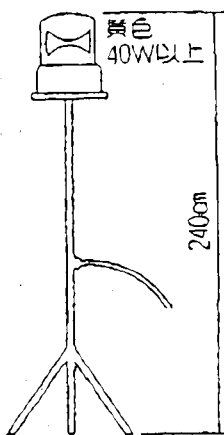
注： 灯器の大きさ、高さ、光度等がこれと同等以上の効果があるものについては、この規格によらないことができる。

様式 4-2 保安灯



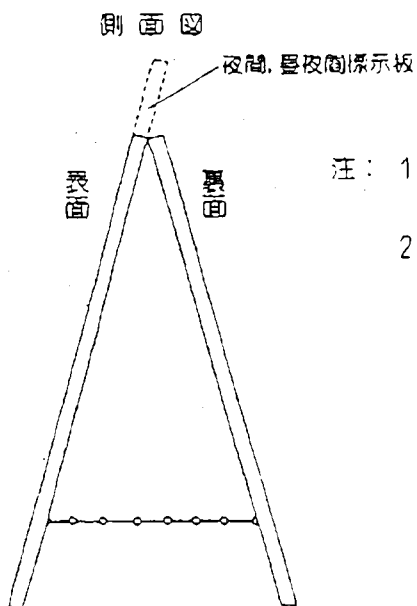
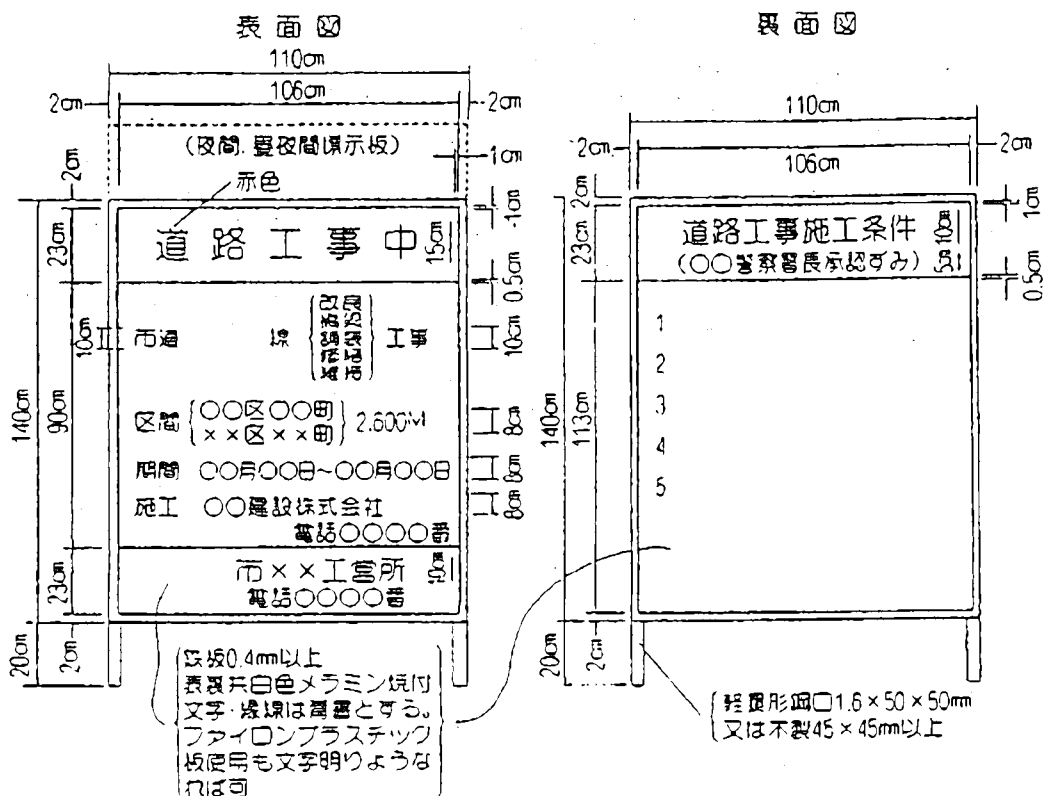
注： 灯器の大きさ、高さ、光度等がこれと同等以上の効果があるものについては、この規格によらないことができる。

様式 5 注意灯



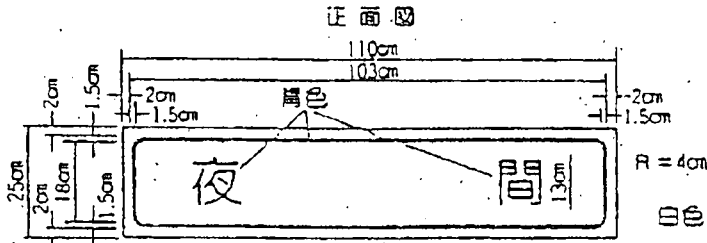
注： 灯器の大きさ、光度等がこれと同等以上の効果のあるものについては、この規格によらないことができる。

様式 6-1 工事標示板 (道路管理者の行う場合)



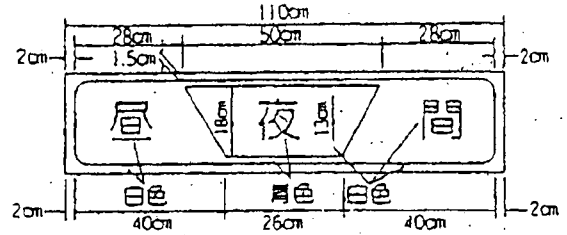
- 注： 1 上部枠内の「道路工事中」の赤色文字は、反射性とする。
 2 記載する条件は、次のとおりとする。
 (1) 作業時間に関するもの
 (2) 1工区の延長に関するもの
 (3) 工事現場における道路の有効幅員に関するもの
 (4) 路面陥凹埋戻しに関するもの
 (5) 保安装置の配置などに関するもの
 等のほか所轄警察署長から指定されたもの

様式 7-1 夜間工事標示板



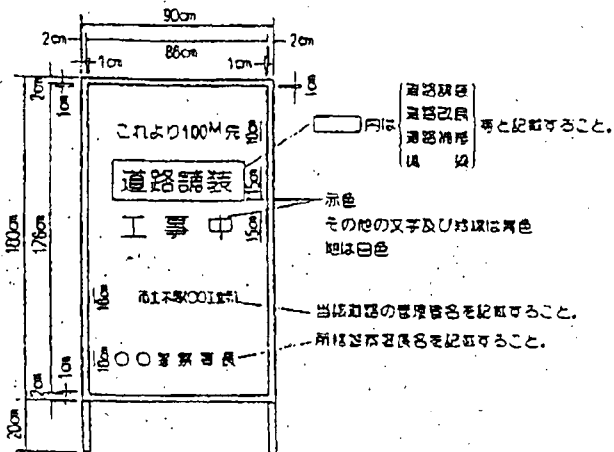
- (注) 1 表裏ともメラミン焼付塗装を施す。
2 黒部分を除いた白色部分を反射性とする。

様式 7-2 昼夜間工事標示板

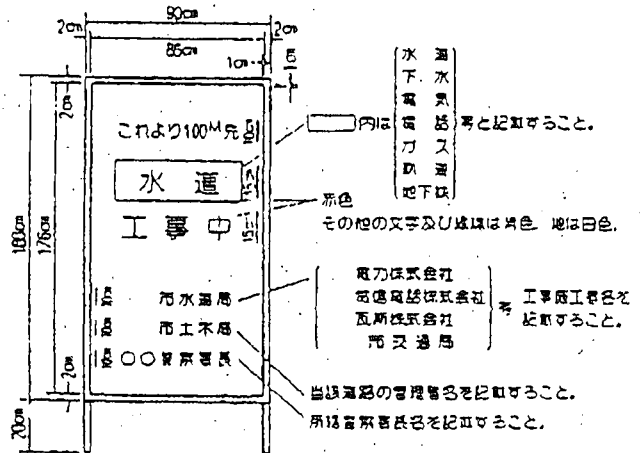


- (注) 1 表裏ともメラミン焼付塗装を施す。
2 「夜」の文字を囲む白色部分を反射性とする。

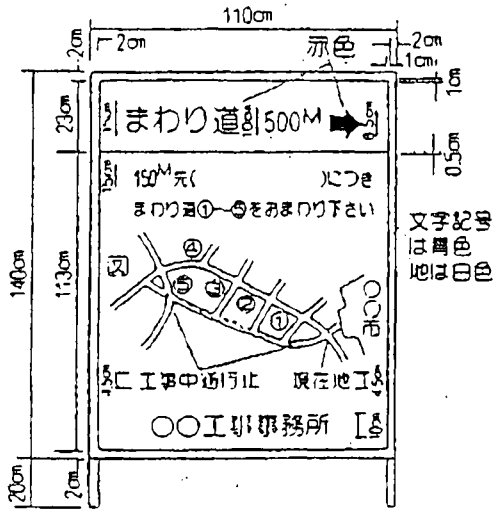
様式 8-1 工事予告標示板
(道路管理者が行う場合)



様式 8-2 工事予告標示板
(道路管理者以外の者が行う場合)

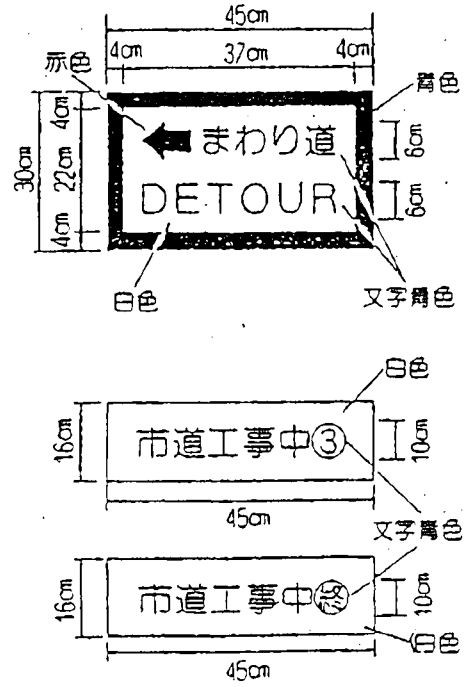


様式 9 う回路標示板

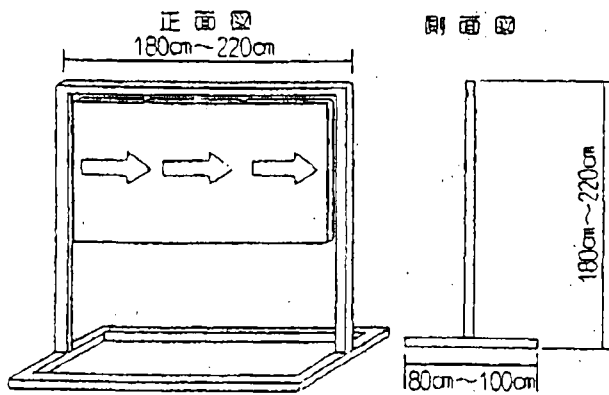


- 注：1. 上部枠内の「まわり道 500 m →」は、反射性とすること。
 2. 上部150m先()内には、道路工事、水道工事、下水工事、電話工事、ガス工事、地下鉄工事等と記載すること。

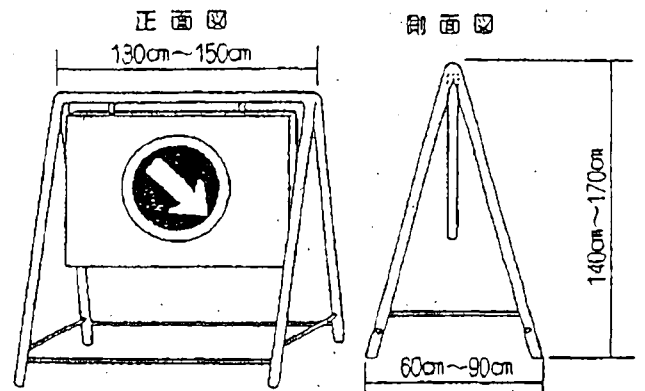
様式 10 う回路補助標示板



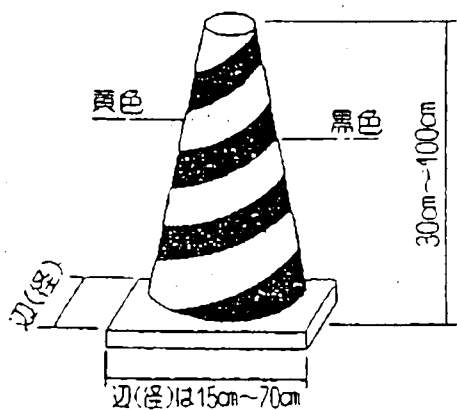
様式 11-1 方向指示板



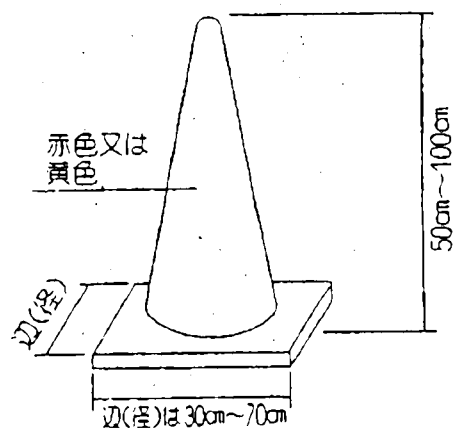
様式 11-2 方向指示板



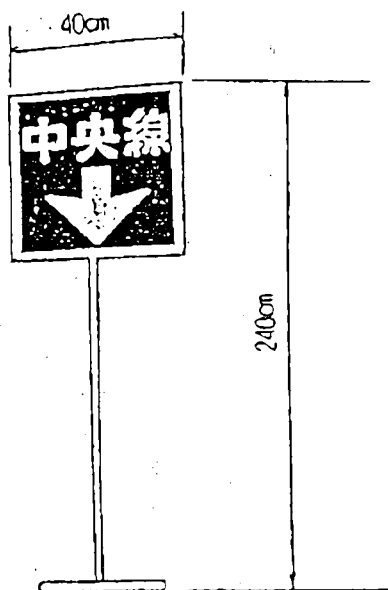
様式 12-1 セフティコーン



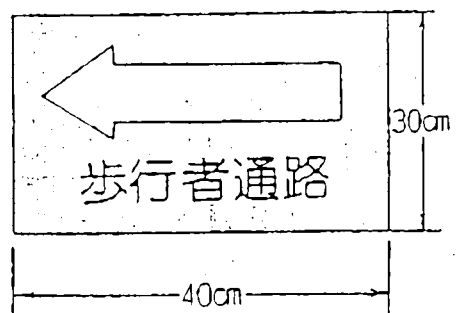
様式 12-2 カラーコーン



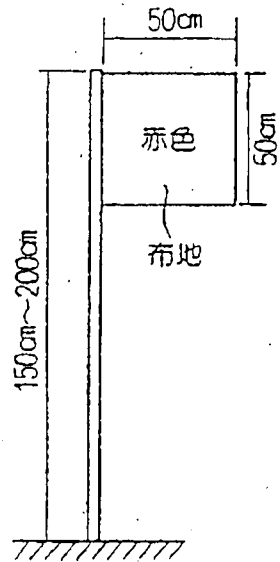
様式 13 中央線位置標示板



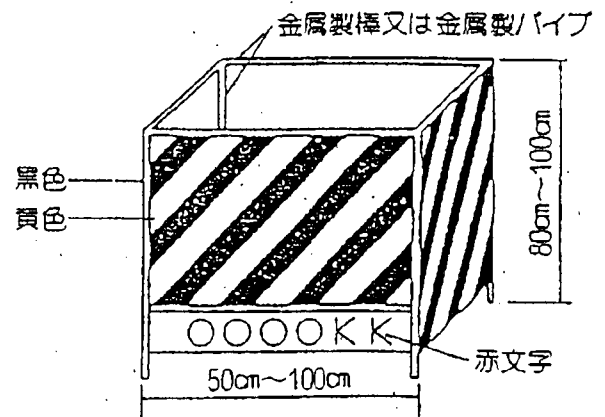
様式 14 歩行者通路標示板



様式 15 作業指示旗

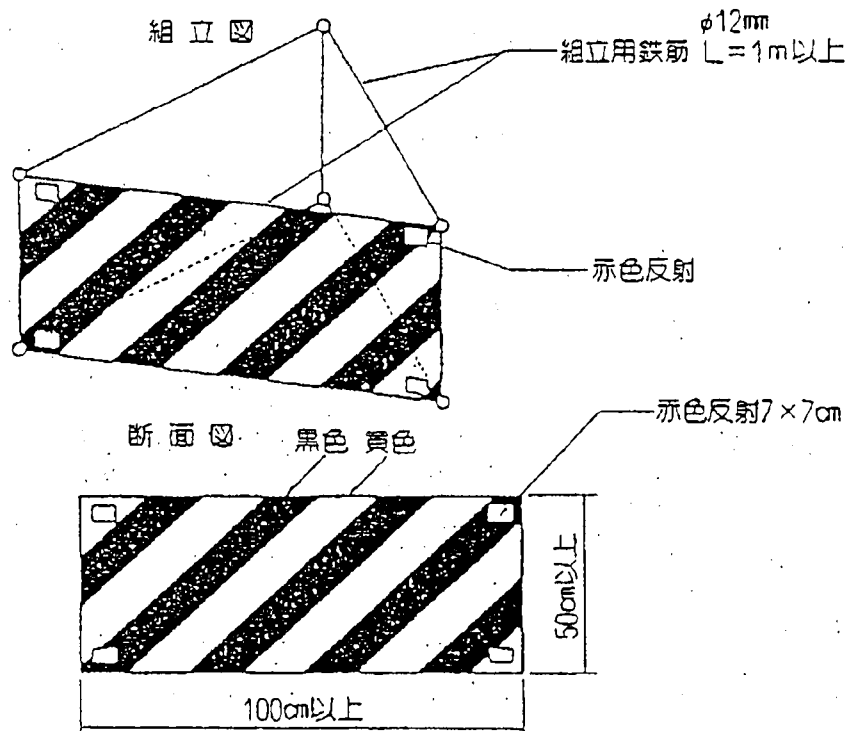


様式 16-1 マンホールびょうぶ



注：下端の枠内には工事施工者名を記載すること。

様式 16-2 マンホールびょうぶ

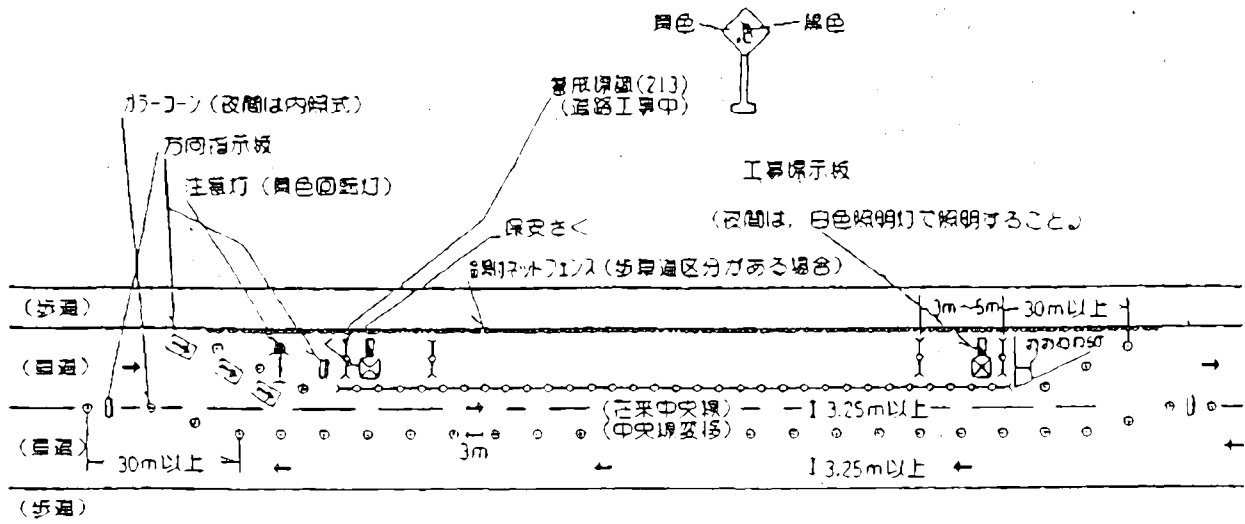


- 注：1 ひょうぶ地はテント地又はナイロン，ポリエチレン（網目）を使用し，2面取付けとする。
 2 すえ付けは縦又は横倒しとし，移動しないようにおもりを使用する。

別記

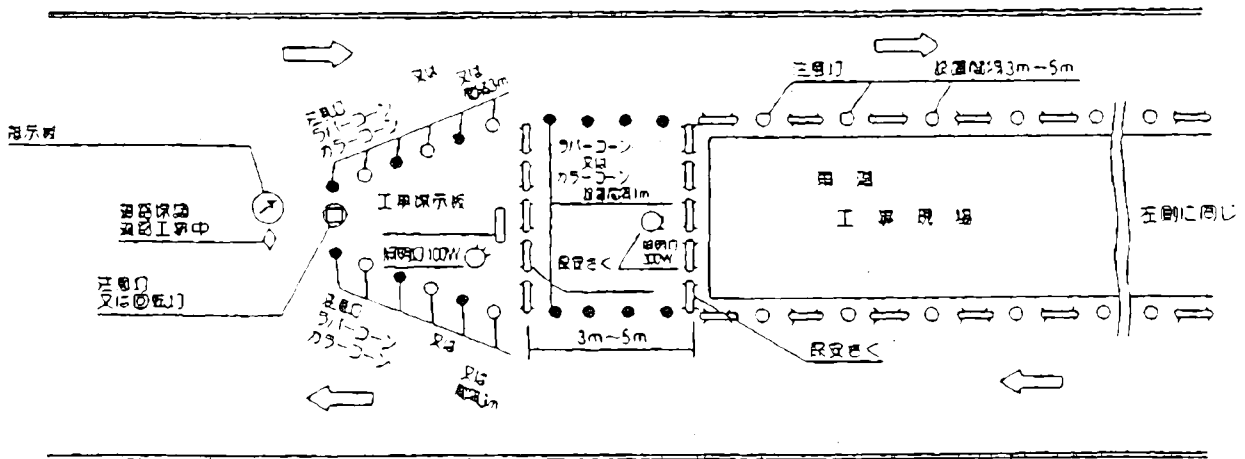
< 保安施設設置要領 >

1 道路の片側で施工する場合



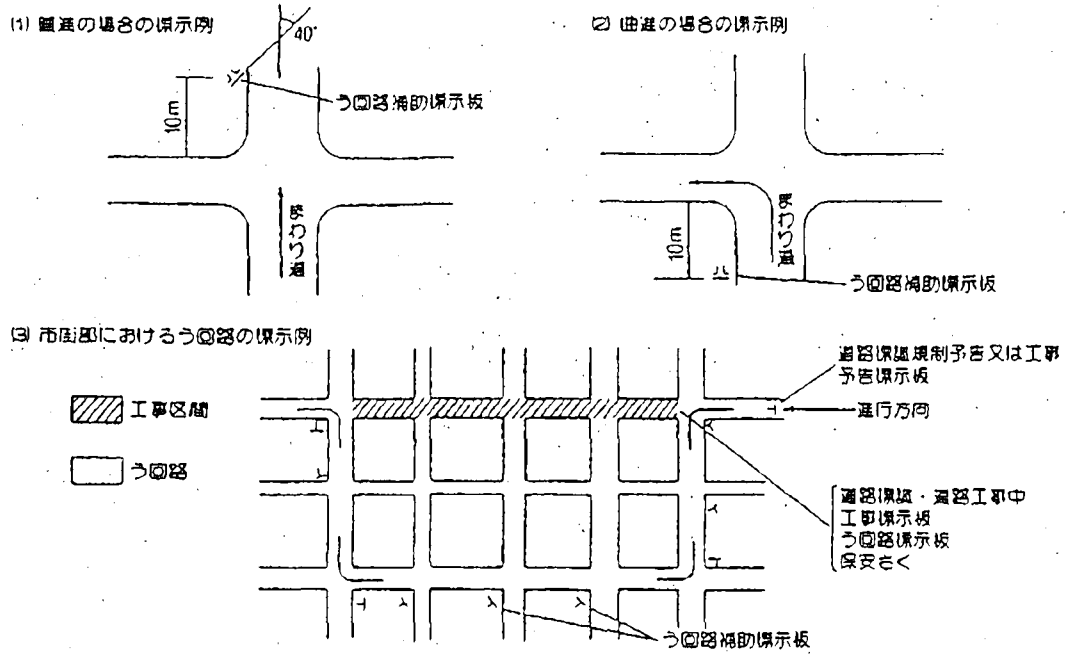
- 中央線変更の位置は、交通標の具体的な指示を受けてから実施すること。
- 道路幅員等によって相互通行できる幅員が確保できないときは、これ以外の方法で規制することになる。

2 道路中央部で施工する場合

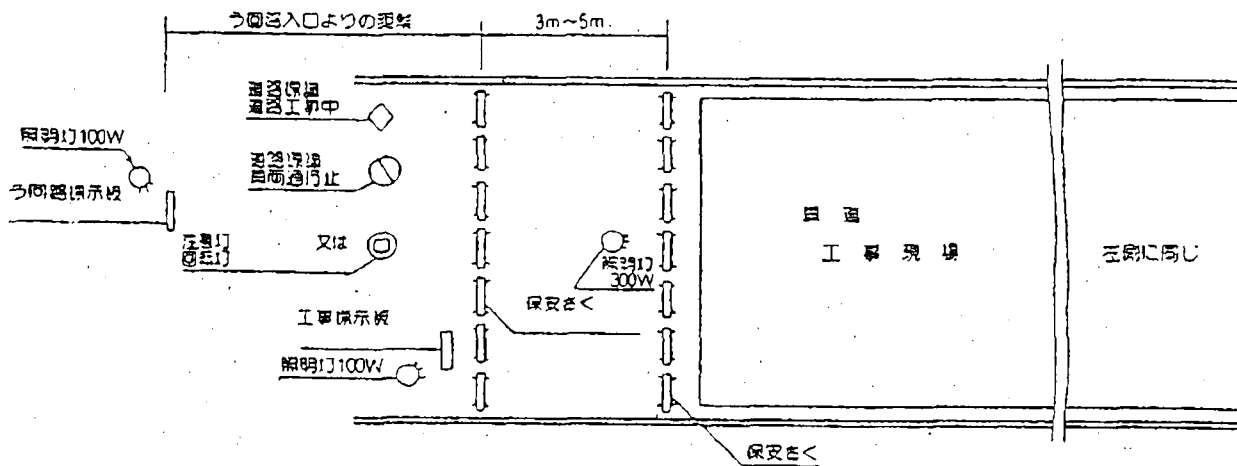


- 注： 1 掘削現場と保安さくとの距離は、工事作業中に限り車両の出入に必要な最小限の長さに拡大できる。
 2 工甲現場延長が80m以上に及ぶ場合は、中間30m間隔に200W以上の照明灯を配置する。
 3 照明灯、注意灯類は、夜間のみで昼間は除外してもよい。

5 う回路を設置する場合



6 通行止の場合



- 注： 1 片側通行止、二輪自動車以外の自動車通行止の場合は、片側又は両側面に保安さくを必要とする。
 2 う回路標示は、これ以外に道路標識規制予告又は工事予告標示板をう回路手前の交差点等に設置する。